

令和元年度 第2回

一般競争入札（府有地等売払）

入札案内

入札の方法は郵送です。

入札受付期間 令和2年1月23日（木）～1月30日（木）

【必着】

入札は「令和元年度第2回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱」に基づき実施しますので、入札に参加を希望される方は、この入札案内及び綴じ込みの入札要綱をよくお読みいただき、内容を十分把握した上でご参加ください。

大阪府財務部財産活用課

目 次

物件一覧	1
日程（入札公告から所有権移転登記まで）	2
入札案内	3
1 入札案内等の配布	
2 入札参加資格	
3 現場説明	
4 入札方法	
5 開 札	
6 個人情報の収集及び提供	
7 契約の締結	
8 その他の注意事項	
取扱金融機関一覧	13
様式記入例	14
納付書記入例	
入札書記入例	
入札保証金届出書記入例	
誓約書記入例	
委任状記入例	
入札保証金還付依頼書	
お問い合わせ先・開札会場	28
郵送前に確認しましょう	29

物 件 一 覧

(日時はいずれも令和元年)

物件番号	入札物件所在地 (住居表示)	地目 数量 (㎡)	最低売却価格 (円)	以前の 利用形態	現場説明 日時
1	大阪市城東区新喜多東一丁目 1337番143 (大阪市城東区新喜多東一丁目8番街区) ※建物付き物件	宅地 1,393.43 (合計延床面積 1,867.07)	246,000,000	施設用地 (元大阪府警察待機宿舎)	12月24日(火) 午後2時
2	①吹田市寿町二丁目2853番1 (吹田市寿町二丁目19番街区) ②吹田市寿町二丁目2855番11 (吹田市寿町二丁目19番街区) ③吹田市寿町二丁目2979番11 (吹田市寿町二丁目19番街区)	①宅地 1,143.12 ②宅地 0.02 ③宅地 0.36	179,900,000	施設用地 (元吹田市勤労青少年ホーム敷地)	12月25日(水) 午後2時
3	阪南市黒田568番3 ※建物付き物件	宅地 724.58 (合計延床面積 692.03)	22,104,000	施設用地 (元大阪府警察待機宿舎)	12月23日(月) 午後2時
4	①阪南市下出46番7 ②阪南市尾崎町35番5 ※建物付き物件	①宅地 355.41 ②宅地 273.50 (合計延床面積 884.84)	13,102,000	施設用地 (元大阪府警察待機宿舎)	物件3、4の現場説明は続けて行います。 上記日時に、物件番号3にお集まりください。

日 程

令和元年12月17日(火) 入札の公告 入札案内・入札書等配布開始	■大阪府ホームページで公告します。 ■入札案内等は大阪府財務部財産活用課で配布します。
↓	
現場説明	■日程は物件一覧でご確認ください。 ■入札参加者は必ず現場説明に参加して、各自で現場の状況を確認してください。
↓	
(下記日時はいずれも令和2年)	
1月23日(木)～1月30日(木)《必着》 入札受付期間【郵送】 1月30日(木)午前9時30分～午後4時まで (持参受付)	■あらかじめ金融機関で入札保証金を納付してください。 ■入札関係書類は所定の封筒を用いて簡易書留で送付してください。
↓	
1月31日(金) 午前10時30分から 開札及び落札者の決定	■大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)44階会議室で実施します。 ■入札結果は大阪府ホームページにて公表します。 ■落札者以外の入札保証金は事務処理期間を経て、約3週間で還付します。
↓	
2月14日(金)～3月10日(火) 契約の締結	■契約の締結に要する費用は落札者の負担となります。
↓	
売買代金の支払い	■入札保証金は原則、売買代金に充当します。
↓	
所有権の移転登記	■登録免許税等所有権移転登記に要する費用は落札者の負担となります。

入札案内

1 入札案内等の配布

■ 配布するもの

- 令和元年度第2回一般競争入札（府有地等売却）入札案内
- 同 一般競争入札（府有地等売却）実施要綱（上記入札案内に綴じ込み）
- 入札書
- 入札書提出用封筒
- 郵送用封筒（簡易書留用）
- 入札保証金届出書
- 納付書・領収証書（3枚複写）
- 誓約書
- 委任状（くじびき用）

■ 配布期間

令和元年12月17日(火)から令和2年1月30日(木)まで

（土・日・祝日・年末年始を除く。）午前9時30分から午後4時まで

■ 配布場所

大阪府財務部財産活用課

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）18階

2 入札参加資格

- 入札には、個人、法人を問わず、どなたでも参加できます。

※ なお落札された場合は、入札書の入札者欄に記載された方が売買契約における買受人となります。

- 2人以上の共有名義で参加することもできます。

※ 所有権を共有で登記する場合、必ず共有名義でお申込みください。

この場合代表する方1名が入札書の入札者欄に記名押印していただき、入札手続や保証金の納入等を代表して行っていただきます。

他のすべての共有予定者も入札者の手続を確認のうえ、入札書、入札保証金届出書及び誓約書に記名押印してください。

- 次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。（共有予定者

を含む。)

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を得ていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限をされている未成年者
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に掲げる者
- ⑨ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑩ 大阪府が実施した一般競争入札（府有地等売払）の落札者で、定められた契約期間内に落札物件の売買契約を締結せず、当該契約期間の最終日から6ヶ月を経過していない者

3 現場説明

- 日 時 「物件一覧」（1ページ）の「現場説明日時」欄のとおり
- 場 所 物件の所在地（現地）

- ・ 売払物件の所在地等において物件の説明を行います。当日の説明は、本入札案

内を補足するものですので、ご参加ください。

- ・ **事前の参加申込は不要です。なお現場説明に参加しなかった場合であっても、大阪府は、入札者が入札手続及び物件についてすべてを承知した上で入札したものととして取扱います。**

また、改めての現場説明は行いませんのでご了承ください。

- ・ 本書（令和元年度第2回一般競争入札（府有地等売払）入札案内）及び綴じ込みの令和元年度第2回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱（以下単に「入札要綱」という。）を必ず持参してください。
- ・ **駐車場を設けておりません。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。**
- ・ 現場説明を円滑に実施し、かつ入札の公正を確保するため、次の事項についてご協力をお願いします。
 - ① 現場説明の参加は、入札参加者1者につき概ね3名以内とします。
 - ② 現場及びその周辺での名刺の交換やこれに類する行為は禁止します。

4 入札方法

入札にあたり必ず令和元年度第2回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱を熟読してください。（要綱に違反する入札は無効となります。）

(1) 入札保証金の納付

- 入札者は、あらかじめ13ページ記載の金融機関で、大阪府所定の納付書（所定事項をすべて記入しておくこと。記入例参照）により、入札保証金を納付してください。
- 入札保証金は、**入札金額の100分の2以上**（円未満切上げ）の額を納付してください。
- 金融機関で納付の際に受け取った領収印押印済みの納付書・領収証書（本人控）の写しが入札に必要となります。
- 入札保証金を納付後に入札を中止する場合は、速やかに大阪府財務部財産活用課までお申出ください。

《入札保証金について》

- ① 落札者の入札保証金は、原則、売買代金に充当します。ただし、落札者が売買代金に充当しない旨申し出た場合、売買契約締結後、還付することができます。
- ② 落札者以外の入札保証金は、開札終了後、必要な事務処理期間（約3週間）を経て速やかに、あらかじめ入札者が指定した入札者と同一名義の金融機関の預金口座への振込みにより還付します。
- ③ 入札保証金には、利子は付しません。
- ④ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは入札保証金を還付しませんので、ご注意ください。なお落札後、令和元年度第2回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱第2条に定める入札に参加する者に必要な資格を有しないことが判明し、失格した場合も同様とします。

(2) 郵送による入札

■ 入札方法は郵送です。

必ず所定の封筒による簡易書留で送付してください。

入札受付期間	令和2年1月23日（木）～ 令和2年1月30日（木）《必着》
送り先	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）18階 大阪府財務部財産活用課宛
必要な書類	・入札書（入札書提出用封筒に封入） ・入札保証金届出書（納付書・領収証書の写しを貼付） ・誓約書

※ ただし、入札受付期間の最終日の令和2年1月30日（木）のみ、大阪府財務部財産活用課において、持参による提出を受け付けます。

受付は午前9時30分から午後4時までです。

- 入札書、入札保証金提出書及び誓約書の記入については、入札要綱及び巻末の様式記入例を参照してください。また提出書類は最新の様式を使用してください。
- 入札保証金届出書は、裏面に領収印押印済みの納付書・領収証書の写し（コピー）を貼付して提出してください。

《入札書作成に当たっての注意事項》

- (1) 入札書には、**入札者（共有名義の場合は共有者を含む）の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者名）、物件番号、物件所在地及び金額**を記入の上、**入札者及び共有者の印鑑を必ず押印**してください。
- (2) 使用する印鑑は実印（登録印）でなくてもかまいませんが、**入札書、入札保証金届出書及び誓約書に押印する印鑑はすべて同じものを使用**してください。
- (3) 入札書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件の総額を記入してください。
- (4) **提出済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。**
- (5) **次のいずれかに該当する入札は、無効とします。**
 - ① 入札参加資格のない者（共有者を含む）がした入札又は入札参加資格を証する書面を提出して大阪府の確認を得るまでに行った入札
 - ② 入札金額が最低売却価格に達しない入札
 - ③ 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
 - ④ 入札金額を訂正した入札
 - ⑤ 入札者（共有者を含む。）が1人で1物件につき2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ⑥ 入札書の記載内容が識別し難い入札
 - ⑦ 入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
 - ⑧ 令和元年度第2回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱に違反した入札

※「⑧ 令和元年度第2回一般競争入札（府有地等売払）

実施要綱に違反した入札」の例

- ・ 指定の日時までに入札書が大阪府に到着しなかった場合
- ・ 所定の入札書、入札保証金届出書、誓約書を用いていない入札
- ・ 入札保証金を納付していない者の入札
- ・ 入札者（共有者を含む。）の住所（法人の場合は所在地。以下同じ。）、氏名（法人の場合は法人名及び代表者名。以下同じ。）、物件番号、物件の所在及び金額の全部又は一部が**入札書**に記載されていない入札
- ・ 入札者（共有者を含む。）の住所、氏名、物件番号、入札保証金額、入札保証金を還付する場合の口座に係る金融機関名、預金の種目、口座番号及び口座名義人氏名の全部又は一部が**入札保証金届出書**に記載されていない入札
- ・ **入札保証金届出書の裏面**に、入札保証金を金融機関で納付した際に受け取った納付書・領収証書（金融機関領収印押印済のものに限る。）の写しが貼付されていない入札
- ・ 入札者（共有者を含む。）の住所、氏名、生年月日及び性別（法人の場合は代表者の生年月日及び性別）の全部又は一部が**誓約書**に記載されていない入札
- ・ 入札書、入札保証金届出書及び誓約書の記載内容が一致しない入札
- ・ 入札書、入札保証金届出書及び誓約書に押印がない入札
- ・ 入札書、入札保証金届出書及び誓約書に押印した印鑑が一致しない入札

5 開 札

■ 日 時 令和2年1月31日（金）午前10時30分から

■ 場 所 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）44階 会議室

（大阪市住之江区南港北1-14-16）

- ・ 駐車場は設けておりません。公共交通機関をご利用ください。
- ・ 乳幼児の開札会場への入場は、ご遠慮ください。
- ・ **開札当日の受付は、午前10時15分から行います。**

- ・ 地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により、開札は入札者の立会いのものに行います。なお、立会いは任意です。

■ 落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った入札者のうち、入札金額が、大阪府が定める最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者（最高価格入札者）を落札者とします。
- (2) (1)の最高価格入札者が2者以上あるときは、開札後、直ちに行うくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該最高価格入札者はくじ引きを辞退することができません。
- (3) (2)のくじ引きは、入札者の代理人がくじを引くことができます。
入札者の代理人がくじを引く場合は、委任状（入札要綱参照）に入札者の印鑑登録証明書を添えて提出し、大阪府の確認を受けてください。**(※委任状及び印鑑登録証明書は開札当日に提出してください。)**
- (4) 入札者又はその代理人がくじ引きを行う場合、本人であることの確認をさせていただきます。運転免許証、健康保険証、マイナンバー（個人番号）カード、旅券、宅地建物取引士証など本人確認ができる書類（原本）をご持参ください。
- (5) 開札会場に入札者又はその代理人がいない場合（入札者の代理人が前項の確認を受けられなかった場合を含む。）は、大阪府の指定した者が当該入札者に代わってくじを引きます。
- (6) 開札結果は、速やかに大阪府ホームページ等で公表します。
また、入札の公平性・透明性確保のため、**入札内容（物件所在地、数量、入札者（共有名義の場合は共有者を含む）の氏名又は法人名、入札金額）をホームページで公表します**ので、入札者はこのことを了承した上で入札してください。
- (7) 共有名義で入札に参加された方が落札者となった場合、速やかに次の事項に関する申立書を提出してください。
 - ① 落札した土地の所有権持分割合
 - ② 契約金額の負担区分
 - ③ 入札保証金の充当金額区分
 - ④ 登録免許税額の負担区分

6 暴力団の排除に係る個人・法人情報の収集及び提供

(1) 落札者（共有者を含む。）には、大阪府の求めに応じ、下記の書類を落札後速やかに提出していただくことがあります。

落札者が個人の場合・・・住民票等

落札者が法人の場合・・・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、該当法人の役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日、性別が分かるもの）

(2) 落札者（共有者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者でないことを確認するため、大阪府は、大阪府暴力団排除条例第24条第2項の規定により、落札者から提出のあった住民票等、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供します。

7 契約の締結

(1) 大阪府と落札者との売買契約は令和2年2月14日(金)から令和2年3月10日(火)までの間に、大阪府財務部財産活用課（大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）18階）において、次の条件により締結していただきます。

※1 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結すること。

※2 共有名義で参加した場合は、必ず共有者全員の名義で契約を締結すること。

※3 契約書は、入札要綱様式第5号の「府有財産売買契約書」を使用します。

※4 売買契約締結までの事務手続も落札者が行ってください。なお専門知識等を有する方が同席することは差し支えありません。

(2) 契約締結には、実印、印鑑登録証明書、住民票（個人の場合）等が必要です。なお、印鑑登録証明書等、契約締結に必要な書類については、契約締結日の3ヶ月以内に交付されたものに限ります。

(3) 落札者は、契約締結と同時に、大阪府が発行する納付書により売買代金の全額を納付しなければなりません。なお、入札保証金は、原則、売買代金に充当します。

また、購入資金の手当て等については、お早めに金融機関等とご相談ください。

(4) 契約及び所有権の移転登記に要する費用（収入印紙、登録免許税等）は、落札者の負担とします。

(5) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前には、その物件に係る一切の権利義務を

第三者に譲渡することはできません。

- (6) また、落札者が落札物件の売買契約を締結しなかった場合、その落札者は財産活用課が実施する入札に、**今回の入札の契約締結期間最終日である令和2年3月10日から6ヶ月間（令和2年9月9日まで）参加することができませんので、ご注意ください。**

8 その他の注意事項

- (1) **物件は、既存建物や工作物、地下埋設物、その他存置物すべてを現状有姿【あるがままのかたち】で引渡しますので、必ず事前に現地を確認してください。（図面が現状と相違している場合及び物件調書に記載以外の既存工作物や地下埋設物、その他存置物があった場合は、現状を優先します。）**
なお、売買物件を利用するに当たり、それらの除却や改修、地盤改良等が必要であるときは、すべて落札者の費用負担において行っていただきます。また、売買物件の周辺環境についても事前に確認してください。
- (2) **売買物件を利用するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、公序良俗に反することのないようにしてください。**また建築確認や開発許可において、建築基準法及び府、市町村の条例等により、指導が行われる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (3) 売買物件の隣接地が府有地である場合は、売買契約締結と同時に境界協議書を締結していただきます。
- (4) 土地の形質の変更を3,000㎡以上行う際には、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく届出及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づく土地の利用履歴等調査報告が必要になります。
- (5) **売買物件の土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて落札者において行っていただきます。**
- (6) **越境物に関する隣接土地所有者との協議については、すべて落札者において行っていただきます。**
- (7) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、大阪府の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (8) 落札者は、売買契約締結後、物件に数量の不足その他かくれた^{かし}瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることが

できません。

ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」である場合にあっては、この限りではありません。

- (9) 建物付物件については、物件明細（入札要綱別紙2）の「建物の概要」の特記事項中に、石綿含有建材（吹付け石綿、石綿を含有する仕上塗材、断熱材、保温材、耐火被覆材、成形板）の使用が設計図面等に表示されている場合は、その旨記載していますが、落札者が建物の解体、改修、補修（以下「解体等」という。）を行う場合は、落札者においても十分に調査を行ってください。

石綿含有建材が使用されている建物の解体等を行う場合には、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく事前届出、作業基準の遵守、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づく労働基準監督署長への届出が必要になる場合があります。

また、建物の解体等に伴って除去された石綿含有建材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定められた「特別管理産業廃棄物」の「廃石綿等」、又は石綿含有成形板などの「石綿含有産業廃棄物」に区分されるため、落札者において同法に基づく適正な処理を行っていただく必要があります。

なお、吹付け石綿等が使用された建物を引き続き使用される場合で、吹付け石綿等から粉じんの発生するおそれがある場合には、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）により、その除去、囲い込み、封じ込め等の対応が必要となります。

（お問い合わせ窓口）

【「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」関係】

下記の大阪府HPを確認の上、お問い合わせください。

URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/taiki/index.html>

【「石綿障害予防規則」関係】

物件所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

【廃棄物処理関係】

下記の大阪府HPを確認の上、お問い合わせください。

URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/sanpai/index.html>

- (10) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないため大阪府に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

取扱金融機関一覧

〈国内所在の店舗で納付できる金融機関〉	
都市銀行 4	第二地方銀行 13
りそな銀行	東京スター銀行
三菱UFJ銀行	富山第一銀行
三井住友銀行	福邦銀行
みずほ銀行	愛知銀行
	名古屋銀行
	中京銀行
	第三銀行
	大正銀行
	みなと銀行
地方銀行 31	
七十七銀行	徳島銀行
群馬銀行	香川銀行
千葉銀行	愛媛銀行
北陸銀行	高知銀行
北國銀行	
福井銀行	
静岡銀行	
大垣共立銀行	
十六銀行	
三重銀行	
百五銀行	
滋賀銀行	
京都銀行	
関西みらい銀行	信託銀行 3
池田泉州銀行	三菱UFJ信託銀行
南都銀行	みずほ信託銀行
紀陽銀行	三井住友信託銀行
但馬銀行	
鳥取銀行	
山陰合同銀行	
中国銀行	
広島銀行	労働金庫 1
山口銀行	近畿労働金庫
阿波銀行	
百十四銀行	
伊予銀行	
四国銀行	その他 3
肥後銀行	商工組合中央金庫
大分銀行	あおぞら銀行
鹿児島銀行	新生銀行
西日本シティ銀行	

〈大阪府内所在の店舗で納付できる金融機関〉	
信用金庫 10	農業共同組合 15
信金中央金庫	大阪府信用農業協同組合連合会
大阪信用金庫	北大阪農業協同組合
大阪厚生信用金庫	高槻市農業協同組合
大阪シティ信用金庫	茨木市農業協同組合
大阪商工信用金庫	大阪北部農業協同組合
永和信用金庫	大阪泉州農業協同組合
北おおさか信用金庫	いずみの農業協同組合
枚方信用金庫	堺市農業協同組合
尼崎信用金庫	大阪南農業協同組合
京都信用金庫	大阪中河内農業協同組合
	グリーン大阪農業協同組合
	北河内農業協同組合
	大阪東部農業協同組合
	九個荘農業協同組合
	大阪市農業協同組合
信用組合 9	
全国信用協同組合連合会	
大同信用組合	
成協信用組合	
大阪協栄信用組合	
大阪貯蓄信用組合	
のぞみ信用組合	
大阪府医師信用組合	
近畿産業信用組合	
ミレ信用組合	

この「納付書・領収証書」は3枚複写です。黒のボールペンで強くはっきりと記入してください。

金額を記入してください
「¥」を忘れずに！

「01」
とご記入ください

納入者の住所・氏名は、入札者の住所・氏名と同一であること

納付書・領収証書														
区 分	3	6	年 度	4	0	0	5	納付書番号	45	53			
受 入	4	歳入歳出外現金	5	7	納入者区分		納入者の登録番号							
(款)	9	(項)	11	12	54		55							
(目)	13	(節)	15	16	54		55							
金 額	20	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	百	円
うち 証券金額	
納入者 〒000-0000 住所 大阪市中央区〇〇町1-2-3 氏名 財活太郎														
ただし、令和 〇〇 年度第 〇 回一般競争入札（府有地等売払）第 〇 号物件の入札保証金として上記の金額を納付します。														
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日														
取扱 課 (所) 所属コード 財務部 財産活用課 1 1 4 9 0														
大阪府														

納付した日付をご記入ください

「令和 元（もしくは1）年度第 2 回」とご記入ください。
「第 〇 号物件」の番号は、物件一覧で確認のうえ、ご記入ください。

※入札保証金の納付額が1億円以上となる場合は、余白部分に「電信扱」と朱書きで記載してください。

13ページに記載の金融機関の窓口で振込をしてください。ATM、インターネットによる振込みは無効です。

金融機関
領収印

上記の金額を領収しました。

入 札 書

入札保証金届出書及び誓約書
の入札者住所氏名と同一である
こと（異なる場合は無効）

大阪府知事様

入 札 者

住 所
(所在地)

大阪市中央区〇〇町1-2-3

氏 名
〔法人名〕
代表者名

財 活 太 郎

認め印可。
入札保証金届出書及
び誓約書と同じもの
を使用すること。



共有者

住 所
(所在地)

共有者

住 所
(所在地)

氏 名
〔法人名〕
代表者名

印
氏 名
〔法人名〕
代表者名

印

入札物件一覧の物件番号に対応する所在地をご記入ください。住居表示は記入不要です。

入札物件一覧で物件番号を必ず
ご確認のうえ記入してください。

物件番号	物件所在地 (住居表示は記入不要)
1	大阪市城東区新喜多東一丁目 1337 番 143

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
				¥	2	5	0	0	0	0	0	0

一般競争入札（府有地等売払）実施要
上記のとおり入札します。

- 金額の先頭には必ず「¥」マークを記入すること。
- 金額欄の訂正、桁違いなどは無効になります。
- 入札保証金の50倍を超える金額は無効となります。

注 意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 3 物件番号欄には入札物件一覧に記載されている番号を記入し、物件番号に対応する物件所在地を物件所在地欄に記入してください。
- 4 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 5 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 6 一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。

入札書

入札保証金届出書及び誓約書の入札者所在地・法人名と同一であること。
(異なる場合は無効)

大阪府知事様

入札者

住所 (所在地) 大阪府中央区〇〇町1-2-4

氏名 (法人名) 株式会社 〇〇不動産
代表取締役社長 財活 一郎



実印(登録印)でなくても可。
入札保証金届出書及び誓約書と同じものを使用すること。

共有者

住所 (所在地)

氏名 (法人名) 代表者名

共有者

住所 (所在地)

印 氏名 (法人名) 代表者名

印

入札物件一覧の物件番号に対応する所在地をご記入ください。住居表示は記入不要です。

入札物件一覧で物件番号を必ずご確認のうえ記入してください。

物件番号	物件所在地 (住居表示は記入不要)
1	大阪府城東区新喜多東一丁目 1337 番 143

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
				¥	2	5	0	0	0	0	0	0

一般競争入札(府有地等売払)実施要綱及びその他入札案内に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注意

- 黒または青のボールペンで記入してください。
- 入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 物件番号欄には入札物件一覧に記載されている番号を記入し、物件番号に対応する物件所在地を物件所在地欄に記入してください。
- 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。

- 金額の先頭には必ず「¥」マークを記入すること。
- 金額欄の訂正、桁違いなどは無効になります。
- 入札保証金の50倍を超える金額は無効となります。

入札書

大阪府知事様

入札者
住所(所在地) 大阪市中央区〇〇町1-2-3
氏名 [法人名] 財活太郎 [代表者名]

共有者
住所(所在地) 大阪市中央区〇〇町1-2-5
氏名 [法人名] 財前花子 [代表者名]

共有者
住所(所在地) 大阪市中央区〇〇町1-2-6
氏名 [法人名] 財後三郎 [代表者名]

認め印可。
入札保証金届出書及び誓約書と同じものを使用すること。

(異なる場合は無効)

入札保証金届出書及び誓約書の入札者・共有者の住所氏名と同一であること

入札物件一覧の物件番号に対応する所在地をご記入ください。住居表示は記入不要です。

入札物件一覧で物件番号を必ずご確認のうえ記入してください。

物件番号	物件所在地 (住居表示は記入不要)
1	大阪市城東区新喜多東一丁目 1337 番 143

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
				¥	2	5	0	0	0	0	0	0

一般競争入札（府有地等売却）実施要綱及びその他入札案内に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注意

- 1 黒または青のボールペン
- 2 入札書は物件ごとに別の
- 3 物件番号欄には入札物件
物件所在地を物件所在地欄に記入してください。
- 4 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 5 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 6 一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。

• 金額の先頭には必ず「¥」マークを記入すること。
• 金額欄の訂正、桁違いなどは無効になります。
• 入札保証金の50倍を超える金額は無効となります。

様式第2号 <<入札保証金届出書記入例 個人の場合>>

入札保証金届出書

提出日をご記入下さい

令和 年 月 日

大阪府知事 あて

入札者

〒 000-0000
住所 (所在地) 大阪府中央区〇〇町1-2-3

フリガナ ザイ カツ タロウ
氏名 (法人名) 財活太郎
代表者名
電話 06-1234-5678

入札書の入札者住所氏名と同一であること(異なる場合は無効)

財活

認め印可。
入札書と同じものを使用すること。

共有者

〒
住所 (所在地)

フリガナ
氏名 (法人名)
代表者名
電話

共有者

〒
住所 (所在地)

印
フリガナ
氏名 (法人名)
代表者名
電話

入札書に記入した
物件番号を記入

金融機関で振り込んだ
入札保証金の額を記入

下記の金額を一般競争入札(府有地等売払)の入札保証金として納付しました。

物件番号	1
------	---

入札保証金	¥5,000,000
-------	------------

(納付した入札保証金の金額を記入してください)

上記物件を落札した場合は入札保証金を入札者の売買代金に充当してください。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	× × 銀行(金庫) △ ▽ 支店
預金の種目	普通預金・当座預金・その他()
口座番号	000000
口座名義人氏名	(フリガナ) ザイ カツ タロウ 財活太郎

・還付口座は、入札者と同一名義の口座とします。
・納付書・領収証書のコピーの貼付を忘れずに! 貼付なき場合、入札は無効となります。

「納付書・領収証書」のコピーを裏面に貼付してください。

様式第2号 <<入札保証金届出書記入例 法人の場合>>

提出日をご記入下さい

入札保証金届出書

令和 年 月 日

大阪府知事 あて

入札者

〒 000-0000
住所 (所在地) 大阪府中央区〇〇町1-2-4

フリガナ カブシキガイシャ マルマルフドウサン
氏名 株式会社 〇〇不動産
〔法人名〕 代表取締役社長 財活 一郎
〔代表者名〕
電話 06-1234-5678



入札書の入札者所在地・法人名と同一であること（異なる場合は無効）

実印（登録印）でなくても可。入札書と同じものを使用すること。

共有者

〒
住所 (所在地)

フリガナ
氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電話

共有者

〒
住所 (所在地)

フリガナ
氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電話

下記の金額を一般競争入札（府有地等売払）の入札保証金として納付しました。

物件番号	1
------	---

入札保証金	¥5,000,000
-------	------------

(納付した入札保証金の金額を記入してください)

入札書に記入した物件番号を記入

金融機関で振り込んだ入札保証金の額を記入

上 入札書に記入した物件番号は入札保証金を入札者の売買代金に充当してく
とき けた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。
お、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	× × 銀行(金庫)
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他
口座番号	000000
口座名義人氏名	(フリガナ) カブシキガイシャ マルマルフドウサン 株式会社 〇〇不動産

- ・ 還付口座は、入札者と同一名義の口座とします。
- ・ 口座名義人氏名は代表者名記入の有無を確認して、正確に記入してください。
- ・ 納付書・領収証書のコピーの貼付を忘れずに！貼付なき場合、入札は無効となります。

「納付書・領収証書」のコピーを裏面に貼付してください。

様式第2号 <入札保証金届出書記入例 共有の場合>

入札保証金届出書

提出日をご記入下さい

令和 年 月 日

大阪府知事 あて

入札者

〒 000-0000
住所 大阪市中央区〇〇町1-2-3
(所在地)

フリガナ ザイ カツ タ ロウ
氏名 財活 太郎
法人名 代表者名
電話 06-1234-5678

共有者

〒 000-0000
住所 大阪市中央区〇〇町1-2-5
(所在地)

フリガナ ザイ ゼン ハナ コ
氏名 財前 花子
法人名 代表者名
電話 06-0000-0000

共有者

〒 000-0000
住所 大阪市中央区〇〇町1-2-6
(所在地)

フリガナ ザイ ゴ サブロウ
氏名 財後 三郎
法人名 代表者名

- 入札者欄へ記名された方が、共有者を代表して入札手続きを行うこととなります。
- 入札書の入札者・共有者の住所氏名と同一であること（異なる場合は無効）

財活

財前

財後

認め印可。入札書と同じものを使用すること。

下記の金額を一般競争入札（府有地等売払）の入札保証金として納付しました。

物件番号	1
------	---

入札保証金	¥5,000,000
-------	------------

(納付した入札保証金の金額を記入してください)

入札書に記入した物件番号を記入

金融機関で振り込んだ入札保証金の額を記入

入札保証金を入札者の売買代金に充当して納付した場合には、納付した入札保証金を下記のとおり返還いたします。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	× × 銀行(金庫) △ ▽ 支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他
口座番号	000000
口座名義人氏名	(フリガナ) ザイ カツ タ ロウ 財活 太郎

- 還付口座は、入札者と同一名義の口座とします。
- 納付書・領収証書のコピーの貼付を忘れずに！貼付なき場合、入札は無効となります。

「納付書・領収証書」のコピーを裏面に貼付してください。

誓 約 書

「令和 元（もしくは1）年度
第 2 回」とご記入ください。

私は、大阪府が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、一般競争入札（府有地等売払）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府が実施する令和〇〇年度第 〇 回一般競争入札（府有地等売払）に参加するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

提出日をご記入下さい

令和〇〇年 〇月 〇日

入札者

住 所 大阪市中央区〇〇町1-2-3
(所在地)

フリガナ ザイ カツ タロウ
氏 名 財 活 太 郎
〔法 人 名 代 表 者 名〕

生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日
性 別 男

共有者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法 人 名 代 表 者 名〕

生年月日
性 別

共有者

住 所
(所在地)

印 フリガナ
氏 名
〔法 人 名 代 表 者 名〕

生年月日
性 別

入札書の入札者住所氏名と同一であること（異なる場合は無効）

財活

認め印可。
入札書と同じものを使用すること。

様式第3号 《誓約書記入例 法人の場合》

誓 約 書

「令和元（もしくは1）年度
第2回」とご記入ください。

私は、大阪府が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、一般競争入札（府有地等売払）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 私は、大阪府が実施する令和〇〇年度第〇回一般競争入札（府有地等売払）に参加するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 私は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

提出日をご記入下さい

入札書の入札者所在地・
法人名と同一であること
（異なる場合は無効）

令和〇〇年 〇月 〇日

入札者

住 所 大阪市中央区〇〇町1-2-4
(所在地)

フリガナ カブシキガイシャ マルマルフドウサン
氏 名 株式会社 〇〇不動産
〔法人名〕 代表取締役社長 財活 一郎
〔代表者名〕
生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日
性 別 男



認め印可。
入札書と同じものを
使用すること。

共有者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕
生年月日
性 別

共有者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕
生年月日
性 別

様式第3号 《誓約書誓約書記入例 共有の場合》

誓 約 書

「令和元(もしくは1)年度
第2回」とご記入ください。

私は、大阪府が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(基
等売払)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約か
ら排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府が実施する令和〇〇年度第〇回一般競争入札(府有地等売払)に参加するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

提出日をご記入下さい

令和〇〇年 〇月 〇日

入札者

住所 大阪市中央区〇〇町1-2-3
(所在地)

フリガナ ザイ カツ タロウ
氏名 財活 太郎
〔法人名 代表者名〕
生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日
性別 男

入札書の入札者住所氏名と
同一であること(異なる場
合は無効)

認め印可。
入札書と同じものを
使用すること。

財活

共有者

住所 大阪市中央区〇〇町1-2-5
(所在地)

フリガナ ザイ ゼン ハナ コ
氏名 財前 花子
〔法人名 代表者名〕
生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日
性別 女

共有者

住所 大阪市中央区〇〇町1-2-6
(所在地)

フリガナ ザイ ゴ サプロウ
氏名 財後 三郎
〔法人名 代表者名〕
生年月日 平成〇〇年 〇月 〇日
性別 男

財前

財後

委任状

「令和 元 (もしくは1) 年度第 2 回」とご記入ください。

私は、大阪府が実施する令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売却）の開札において下記のとおり代理人に権限を委任します。

入札書に記入した
物件番号を記入 記

1 委任する権限

第 1 号物件の一般競争入札開札において、地方自治法施行令第167条の9に基づき、くじを引く権限

2 代理人

住 所 大阪市中央区〇〇町1-2-5

氏 名 財前 花子

令和 年 月 日 ← 忘れずにご記入下さい

必ず委任者（入札者）の印鑑登録印を押印して下さい。

委任者（入札者）

入札書の入札者住所氏名と同一であること（異なる場合は無効）

住 所 大阪市中央区〇〇町1-2-3

氏 名 財活 太郎

太財
郎活
(印鑑登録印)

(注) 委任者の印鑑登録証明書
代理人は本人を確認でき

法人が入札を行う場合で、代表者（代表取締役社長等）以外の方（社員等）がくじを引く場合、代表者を委任者とする委任状が必要です。

忘れずに提出日をご記入下さい

令和 年 月 日

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

入札保証金届出書の入札者
住所氏名と同一であること
(異なる場合は無効)

住 所
(所在地)

大阪府中央区〇〇町1-2-3

氏 名 財活 太郎

[法人名]
[代表者名]

財活

「令和 元 (もしくは1) 年度第 2 回」とご
記入ください。

「物件番号 〇」の番号は、物件一覧で確認のう
え、ご記入ください。

認め印可。
入札保証金届出書と同
じものを使用すること。

私は、大阪府が行う令和 年度第 回一般競争入札 (府有地等売払) 物件番号 に参加
するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、
上記入札保証金の還付を依頼します。なお、入札書は提出していません。

上記入札保証金の入金を確認後、別添入札保証金届出書記載の預金口座に返金をお願い
いたします。

入札保証金を納付した日付及び納付した金額をご
記入ください。

以上

忘れずに提出日をご記入下さい

令和 年 月 日

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

入札保証金届出書の入札者
住所氏名と同一であること
(異なる場合は無効)

住 所
(所在地)

大阪府中央区〇〇町1-2-4

氏 名

株式会社 〇〇不動産

[法人名]
代表者名

代表取締役社長 財活 一郎

印
代
表
者
印

「令和 元 (もしくは1) 年度第 2 回」とご
記入ください。

「物件番号 〇」の番号は、物件一覧で確認のう
え、ご記入ください。

実印（登録印）でなくても
可。入札保証金届出書と同
じものを使用すること。

私は、大阪府が行う令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）物件番号 に参加
するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、
上記入札保証金の還付を依頼します。なお、入札書は提出していません。

上記入札保証金の入金を確認後、別添入札保証金届出書記載の預金口座に返金をお願い
いたします。

入札保証金を納付した日付及び納付した金額をご
記入ください。

以上

忘れずに提出日をご記入下さい

令和 年 月 日

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

入札保証金届出書の入札者
住所氏名と同一であること
(異なる場合は無効)
共有者名の記載は不要

住 所
(所在地)

大阪府中央区〇〇町1-2-3

氏 名
[法人名]
[代表者名]

財 活 太 郎

財活

「令和 元 (もしくは1) 年度第 2 回」とご
記入ください。

「物件番号 〇」の番号は、物件一覧で確認のう
え、ご記入ください。

認め印可。入札保証金届出
書と同じものを使用する
こと。

私は、大阪府が行う令和 年度第 回一般競争入札(府有地等売払)物件番号 に参加
するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、
上記入札保証金の還付を依頼します。なお、入札書は提出していません。

上記入札保証金の入金を確認後、別添入札保証金届出書記載の預金口座に返金をお願い
いたします。

入札保証金を納付した日付及び納付した金額をご
記入ください。

以上

お問い合わせ先

大阪府財務部財産活用課財産処理グループ

電話番号：06-6941-0351（代表）

平日 午前9時～午後6時（土日祝日及び年末年始を除く）

開札会場

■大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）44階 会議室

44階へは、高層階エレベータを御利用ください。

○大阪府咲洲庁舎へのアクセス

- ・ Osaka Metro（旧大阪市営地下鉄）中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約600m
- ・ ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結（約100m）



郵送する前にもう一度確認しましょう！

記載漏れがあると、入札が無効となります。必ずご確認ください！

1. 提出書類の確認

入札書

- ・ 入札者欄に押印しましたか？
- ・ 「物件番号」や「¥」マークの記載を忘れていませんか？
- ・ 桁間違いをしていませんか？金額を訂正していませんか？（金額を誤った場合は入札書を作り直してください。）

入札保証金届出書

- ・ 入札保証金（入札金額の100分の2以上の額で、実際に振り込んだ金額）を記載していますか？
- ・ 入札保証金を返却する口座（入札者と同一名義）を確認しましたか？法人の場合は、口座名に代表者名が記載されているか否かも確認してください。
- ・ 裏面に「納付書・領収証書」（本人控え）の写しを貼付しましたか？
- ・ 貼付する領収証書の写しは、所定の用紙を使用していますか？
※ 金融機関の用紙やATMの振込書は無効となります。

誓約書

- ・ 入札者及び共有者欄に押印しましたか？
- ・ 入札者及び共有者のフリガナの記載を忘れていませんか？
- ・ 入札者及び共有者の生年月日、性別の記載を忘れていませんか？

2. 名義

入札書、入札保証金届出書及び誓約書

- ・ 各書類の「入札者の名義」（入札者・共有者の住所氏名）が一致していますか？印鑑も各々、同一のものを使用していますか？

3. 封筒の確認

入札書提出用封筒（白封筒）

- ・ 入札書のみを入れましたか？
- ・ 提出用封筒の封をして、のり付けしましたか？
- ・ 封筒の表に、物件番号を正しく記入しましたか？

郵送用封筒（茶封筒）

- ・ 「入札書提出用封筒（白封筒）」など提出する書類を確認しましたか？
- ・ 封筒に差出人名を記載しましたか？

必ず簡易書留で送付して下さい！

令和元年度第2回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱

（入札物件）

第1条 入札物件は、「物件一覧」（別紙1）、「物件調書」（別紙2）のとおりとする。

（入札に参加する者に必要な資格）

第2条 入札に参加する者（以下「入札者」とする。）及び入札者と入札物件の共有を予定する者（以下「共有者」とする。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のアからカのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を得ていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限をされている未成年者

カ 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、及び大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に掲げる者に該当する者でないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者でないこと。

(5) 大阪府が実施した一般競争入札（府有地等売払）の落札者で、定められた契約期間内に落札物件の売買契約を締結せず、当該契約期間の最終日から6ヶ月を経過していない者でないこと。

（現場説明）

第3条 入札案内及び物件調書を補足するものとして、「物件一覧」（別紙1）記載の日時に物件所在地等において現場説明を行う。

2 入札者が現場説明に参加しなかった場合であっても、大阪府は、入札者が入札手続及び物件

についてすべてを承知した上で入札したものとして取り扱う。

(入札保証金の納付)

第4条 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の2以上（円未満切上げ）に相当する金額を、大阪府所定の納付書によって大阪府指定金融機関等の窓口で納めなければならない。なお、共有名義の場合は、入札者が入札者及び共有者を代表して納付するものとする。

2 納付書1通につき、1物件の入札保証金を納付するものとする。

3 入札保証金は、入札者（共有者は含まない）の売買代金に充当することができる。

4 入札保証金には、利子を付さない。

(入札)

第5条 入札は郵送で行い、令和2年1月23日から同年1月30日までの間（以下「入札受付期間」という。）に入札関係書類が大阪府財務部財産活用課に到着するように簡易書留で送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入札受付期間の最終日に限り、午前9時30分から午後4時までの間に大阪府財務部財産活用課に持参することをもって郵送に代えることができる。

3 第1項の入札関係書類とは、入札書（様式第1号）、入札保証金届出書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）、入札保証金の納付書・領収証書及び入札書提出用封筒をいい、入札保証金の納付書・領収証書及び入札書提出用封筒は大阪府が配布したものを使用しなければならない。

4 入札書には、入札者及び共有者の住所（法人の場合は所在地。以下本条では同じ）、氏名（法人の場合は法人名及び代表者名。以下本条では同じ）、物件番号、物件の所在地及び金額を記入の上、入札者及び共有者の印鑑を押印するものとする。

なお、金額はアラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、物件の総額を記入しなければならない。

5 入札保証金届出書には、入札者及び共有者の住所、氏名、物件番号、入札保証金額、入札保証金を還付する場合の口座に係る金融機関名、預金の種目、口座番号及び口座名義人氏名を記入の上、入札書と同一の印鑑を押印するものとし、その記載内容が入札書の記載内容と互いに一致するようにしなければならない。

この場合において、入札保証金届出書の裏面には、前条第1項の入札保証金を金融機関に納付した時に受け取った納付書・領収証書（金融機関領収印押印済のものに限る。）の写しを貼付しなければならない。

6 誓約書には、入札者及び共有者の住所、氏名、生年月日及び性別（法人の場合は代表者の生年月日及び性別）を記入の上、入札書と同一の印鑑を押印するものとし、その記載内容が入札書の記載内容と互いに一致するようにしなければならない。

7 入札物件の所有を共有名義とする場合には、入札書、入札保証金届出書及び誓約書に当該物件の所有を予定する名義人全員について、必要事項を記載し、印鑑を押印しなければならない。

この場合において、入札書、入札保証金届出書及び誓約書への記載・押印に関する取扱いに

については第4項、第5項及び前項の規定を準用する。

- 8 入札関係書類の提出は、物件ごとに入札書を大阪府が配布した入札書提出用封筒（表面に物件番号を記載すること。）に入れて封をし、その封筒と当該物件の入札保証金届出書及び誓約書を物件ごとに取りまとめて、大阪府が配布した郵送用封筒に入れて提出しなければならない。

（入札書の書換え禁止等）

第6条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の無効事由）

第7条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札又は第2条に係る資格を証する書面を提出して大阪府の確認を得るまでに行った入札
- (2) 入札金額が最低売却価格に達しない入札
- (3) 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札者が1人で1物件につき2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- (6) 入札書の記載内容が識別し難い入札
- (7) 入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
- (8) 本要綱に違反した入札

（開札）

第8条 開札は、令和2年1月31日午前10時30分から、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）44階会議室において、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定に基づき、入札者立ち会いのもとに行う。

- 2 入札者の立ち会いは任意とする。

（落札者の決定方法）

第9条 落札者は、有効な入札を行った入札者のうち最高の価格をもって入札した者とする。

- 2 有効な入札を行った入札者のうち、最高の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。その際、入札者は、本人であることを確認できる書類（原本）を提示して、大阪府の確認を受けなければならない。
- 3 前項のくじ引きにおいて、入札者の代理人がくじを引くことができる。
この場合において 入札者の代理人は、委任状（様式第4号）に入札者の印鑑登録証明書を添えて提出し、代理人本人であることを確認できる書類（原本）を提示して、大阪府の確認を受けなければならない。
- 4 開札会場に入札者若しくはその代理人がいない場合又は入札者若しくは代理人が前二項の確認を受けられなかった場合は、大阪府が指定した者が当該入札者に代わってくじを引き落札者を決定する。

(入札保証金の還付)

第10条 入札保証金は、落札者を除き、開札後、必要な事務処理期間を経て還付する。

- 2 還付は、入札保証金届出書において入札者があらかじめ指定した入札者と同一名義の金融機関の預金口座への振込みにより行う。
- 3 入札保証金納付後、入札書を提出するまでに入札を取りやめ保証金の還付を希望する者は、様式第2号及び様式第6号を大阪府に届け出なければならない。なお、この場合においても、開札後必要な事務処理期間を経て還付するものとする。

(入札保証金の帰属)

第11条 落札者（共有者を含む。以下同じとする。）が契約を締結しないとき又は落札者が第2条に定める入札に参加する者に必要な資格を満たさないことが落札後に判明し、失格したときは、入札保証金は大阪府に帰属する。

(危険負担)

第12条 落札者は、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することはできない。

(共有名義で入札に参加した落札者からの申立書の提出)

第13条 共有名義で入札に参加した落札者は、速やかに次の事項に関する申立書を大阪府に提出しなければならない。

- (1) 落札した土地の所有権持分割合
- (2) 契約金額の負担区分
- (3) 入札保証金の充当金額区分
- (4) 登録免許税額の負担区分

(落札者の書類提出)

第14条 落札者が個人の場合は住民票等を、法人の場合は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書及び役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日、性別が分かるもの）を、落札後速やかに大阪府に提出しなければならない。

(大阪府警察本部長への個人情報の提供)

第15条 大阪府は、落札者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、並びに大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に該当する者でないことを確認するため、大阪府暴力団排除条例第24条第2項の規定により、落札者から提出のあった住民票等、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報大阪府警察本部長に提供する。

(売買契約の締結)

第16条 落札者は、令和2年2月14日から令和2年3月10日まで（以下「契約締結期間」という。）の間に、大阪府財務部財産活用課において、府有財産売買契約書（様式第5号）により大阪府

と落札した物件の売買契約を締結するものとする。

なお、売買契約締結までの事務手続きも落札者以外の者が行うことはできない。

- 2 落札者は、契約締結と同時に、売買代金の全額を納付しなければならない。
- 3 売買代金は落札額と消費税及び地方消費税の合計額とする。

なお、第1号、第3号及び第4号物件は、消費税等の課税対象である建物の価格が0円のため、消費税及び地方消費税の金額は0円とする。

- 4 入札保証金は売買代金に充当するものとする。ただし、落札者が入札保証金を売買代金に充当しない旨申し出た場合、落札者の入札保証金は、大阪府が売買代金の完納を確認した後、第10条の規定に基づき還付する。
- 5 落札者が売買契約を締結しなかった場合、その落札者は、契約締結期間の最終日から6ヶ月間、大阪府財務部財産活用課が実施する入札に参加することができない。

(所有権の移転時期)

第17条 落札した物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとする。

- 2 物件は、所有権の移転と同時に、現状有姿(あるがままのかたち)で、引き渡すものとする。

(落札物件に係る権利義務の譲渡制限)

第18条 落札者は、落札した物件の所有権移転登記前に、当該落札物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

(公租公課等)

第19条 落札した物件の所有権移転登記に要する登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とする。

(留意事項)

第20条 入札者は、本要綱の各条項(府有財産売買契約書、物件調書(別紙2)の各条項を含む。)及び入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。

- 2 入札保証金の納付、落札した物件の売買において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。
- 3 入札者は、本要綱を遵守しなければならない。

(開札結果の公表)

第21条 開札結果については、その内容(物件所在地、数量、落札者の氏名・法人名、落札金額、入札者及び共有者の氏名・法人名、入札金額)を、大阪府ホームページで速やかに公表する。

(その他)

第22条 この要綱によりがたい事項が生じた場合は、別途定めるものとする。

(別紙1)

物 件 一 覧

(日時はいずれも令和元年)

物件番号	入札物件所在地 (住居表示)	地目 数量 (㎡)	最低売却価格 (円)	以前の 利用形態	現場説明 日時
1	大阪市城東区新喜多東一丁目 1337番143 (大阪市城東区新喜多東一丁目8番街区) ※建物付き物件	宅地 1,393.43 (合計延 床面積 1,867.07)	246,000,000	施設用地 (元大阪府警察待 機宿舎)	12月24日(火) 午後2時
2	①吹田市寿町二丁目2853番1 (吹田市寿町二丁目19番街区) ②吹田市寿町二丁目2855番11 (吹田市寿町二丁目19番街区) ③吹田市寿町二丁目2979番11 (吹田市寿町二丁目19番街区)	①宅地 1,143.12 ②宅地 0.02 ③宅地 0.36	179,900,000	施設用地 (元吹田市勤労青 少年ホーム敷地)	12月25日(水) 午後2時
3	阪南市黒田568番3 ※建物付き物件	宅地 724.58 (合計延 床面積 692.03)	22,104,000	施設用地 (元大阪府警察待 機宿舎)	12月23日(月) 午後2時
4	①阪南市下出46番7 ②阪南市尾崎町35番5 ※建物付き物件	①宅地 355.41 ②宅地 273.50 (合計延 床面積 884.84)	13,102,000	施設用地 (元大阪府警察待 機宿舎)	物件3、4の現 場説明は続け て行います。 上記日時に、物 件番号3にお集 まりください。

(別紙2)

物 件 調 書

- この物件調書は入札参加希望者が入札物件を確認する上での資料であるとともに、売買契約に係る条件も記載していますので、よくお読みください。
- 入札の前に必ず現地をご確認ください。
- 最寄り駅からの距離は、駅から物件までの概ねの直線距離を表示しています。
- 道路幅員は原則として現況の幅員を表示していますので、建物建築等に伴い必要となる道路後退については関係機関にご確認ください。
- 道路後退等で予め予測されるものについては、物件明細に表示しておりますが、これ以外についても土地利用形態等により必要となる場合があります。
- 土地利用に必要となる接道条件（幅員・連続性等）については、関係機関と十分協議してください。
- 各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。
- 特定家庭用機器再商品化法は「家電リサイクル法」と表示しています。
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律は「フロン回収・破壊法」と表示しています。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「廃棄物処理法」と表示しています。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法は「PCB特別措置法」と表示しています。
- 一般社団法人日本消火器工業会が運用する廃消火器リサイクルシステムは「廃消火器リサイクルシステム」と表示しています。

※各入札物件の位置図に使用している地図は、(株)ゼンリンの使用承認を得ています。
なお、現在の周辺の状況は上記の地図と異なっている場合があります。

物件番号		1				物件明細(建物付)			
所在地 (住居表示)		大阪市城東区新喜多東一丁目1337番143 (大阪市城東区新喜多東一丁目8番街区)							
交通機関		Osaka Metro今里筋線 鳴野駅 北東 約570m JR片町線(学研都市線)・JRおおさか東線 鳴野駅 北東 約660m							
最低売却価格		246,000,000円							
売買代金		売買代金は、落札額と消費税及び地方消費税の合計額とします。 なお、本物件については消費税等の課税対象である建物の価格が0円のため、消費税及び地方消費税の金額は0円とします。							
1. 土地の概要									
面積		登記	1,393.43㎡		登記地目	宅地			
		実測	1,393.43㎡						
接面道路の 状況		南西側：市下水道管理通路・幅員約3.6～4.1m・舗装有・高低差無							
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域							
		用途地域	工業地域						
		地域地区	建築基準法22条防火区域						
		建ぺい率	60%		容積率	200%			
	その他の法令等	河川法(河川保全区域) 特定都市河川浸水被害対策法(特定都市河川流域) 景観法(景観計画区域) 航空法(延長進入表面)							
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無						
		負担の内容	—						
給処理施設の状況	区分	配管等の状況			照会先及び電話番号				
	公営水道	前面	有		大阪市 水道局 東部水道センター 給水装置工事グループ 06-6927-7611				
	電気	前面	有		関西電力(株) 0800-777-8810 (コールセンター)				
	都市ガス	前面	有		大阪ガス(株) マップメンテセンター 06-6202-2141				
	公共下水道	前面	有		大阪市 建設局 東部方面管理事務所 管理課 06-6969-5841				

【特記事項】

- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 本地は、平成30年10月30日まで、警察待機宿舎として使用されていました。
- 3 本地において、都市計画法第4条に規定する開発行為を行うときは、建築物の用途、規模等に応じて、接道条件その他により開発行為の制限を受ける場合や、道路拡幅など同法及びその他関係規定で定める公共施設の整備が必要な場合があるため、大阪市と協議してください。
(お問い合わせ先：大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課 電話 06-6208-9285)
- 4 建築行為の際は、大阪市と協議してください。
(お問い合わせ先：大阪市都市計画局建築指導部建築確認課 電話 06-6208-9291)
- 5 本地は河川保全区域内にありますので、当該区域において開発建築等の際には、河川法に基づく許可が必要になります。
(お問い合わせ先：大阪府寝屋川水系改修工営所河川管理グループ 電話 06-6962-7662)
- 6 本地は特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に該当するため、開発行為の際には大阪市と協議してください。
(お問い合わせ先：大阪市建設局下水道部施設管理課 電話 06-6615-6260)
- 7 公図上前面道路が表示されていませんが、本地は大阪市下水道管理通路に接道していることを確認しています。大阪市下水道管理通路については大阪市内に確認してください。
(お問い合わせ先：大阪市建設局下水道部調整課 電話 06-6615-7586)
- 8 本地南側に接面している市下水管理通路は西側の幅員の一部分が4m未満のため、建物建築等の際には道路後退が必要な場合がありますので、大阪市と協議してください。
(お問い合わせ先：大阪市都市計画局建築指導部建築確認課 電話 06-6208-9291)
- 9 本地は特定有害物質の使用の履歴がないため、土壌汚染調査は行っておりません。
本地東側隣接地（大阪市城東区新喜多東一丁目1337番1）において、第1種特定有害物質であるテトラクロロエチレンを使用している有害物質使用特定施設が稼働しています。水質汚濁防止法及び下水道法に基づき大阪市建設局下水道部施設管理課水質管理担当に届出がされており、これらの届出の内容については大阪市内で確認できます。
なお、当該施設による本地への影響については不明です。
(お問い合わせ先
有害物質使用特定施設に関する事項：大阪市環境局環境管理部環境管理課土壌汚染対策グループ
電話 06-6615-7926
下水道法に基づく届出に関する事項：大阪市建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）
電話 06-6615-7525)
- 10 本地は過去に焼却炉の設置について図面上確認していますが、その規模及び廃止時期は不明です。
- 11 本地は令和元年7月に試掘調査を行いました。
本地を試掘調査したところ、西側の地下約1.6mにヒューム管が確認されましたが、本地宿舎への影響

を考慮した結果、存置したまま埋め戻しています。現施設の建替え当時の杭打ち図面に、口径が900mmのヒューム管の記載があり、大阪市中浜管路管理センター、大阪府寝屋川水系改修工営所に確認しましたが詳細は不明です。

この試掘調査の結果及び建築図面等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)

12 本地西側受水槽からの給水管及び南側花壇の散水栓の一部が破損しています。

13 本地内に、関西電力(株)の電柱3本、支線1本が設置されています。(大阪府は関西電力(株)とこれらに関し、「府有財産土地賃貸借契約」を締結しています。)これらの取扱いについては関西電力(株)と協議してください。

(お問い合わせ先：関西電力(株)大阪北電力本部 配線用地グループ 電話 06-7506-9795)

14 本地内電柱3本に、西日本電信電話(株)の通信線が共架しています。(大阪府は西日本電信電話(株)とこれらに関し、「府有財産土地賃貸借契約」を締結しています。)これらの取扱いについては西日本電信電話(株)と協議してください。

(お問い合わせ先：(株)NTTフィールドテクノ 電話 0120-129-403)

15 本地内電柱3本に、(株)ジェイコムウエストがCATVケーブルを共架しています。(大阪府は(株)ジェイコムウエストとこれらに関し、「府有財産土地賃貸借契約」を締結しています。)これらの取扱いについては(株)ジェイコムウエストと協議してください。

(お問い合わせ先：(株)ジュビターテレコム 関西西南技術センター大阪事務所施設管理グループ 電話 06-4967-6960)

16 本地内電柱3本に、(株)オプテージが通信ケーブルを共架しています。(大阪府は(株)オプテージとこれらに関し、「府有財産土地賃貸借契約」を締結しています。)これらの取扱いについては(株)オプテージと協議してください。

(お問い合わせ先：(株)オプテージ設備管理チーム 電話 06-7501-8671)

17 本地東側隣接地の構造物(コンクリート塀)の一部と本地ネットフェンスの基礎の一部が相互に越境しています。

18 本地の北西((2)平面図 K.5地点)の境界標が滅失しています。

19 土地境界確定協議書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)

20 供給処理施設(公営水道・電気・都市ガス・公共下水道)については、各事業者にお問い合わせください。

21 売買契約締結後、地下埋設物及び土壌汚染を含め、引渡し物件に隠れた瑕疵(かし)が発見されても、その担保責任は一切負いません。

2. 建物の概要					
建物の内容・本件は未登記物件です	所 在	大阪市城東区新喜多東一丁目1337番143		所 有 者	大阪府
	家屋番号	(未登記物件につき無)		合 計 延床面積	1,867.07㎡ (注意:ここに記載の床面積は大阪府公有財産台帳に記載されているものであり、不動産登記法その他登記に必要なとなる諸規則等の規定に基づく算定ではありません。)
	種 類	(未登記物件につき無)			
	構造等・ 建築時期	別記建物一覧のとおり			
	棟 数 等	宿舎1棟(合計40戸) その他1棟		駐 車 場	無
	工 作 物	駐輪場、遊戯施設等		閉鎖時期	平成30年10月31日
	(別記) 建物一覧				
		名 称	構 造 等	延床面積 (㎡)	建 築 時 期
		宿舎	壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 4階建	1,843.20	昭和46年3月28日
		ポンプ室	鉄筋コンクリート造平屋建	23.87	昭和46年3月28日
<p>【特記事項】</p> <p>1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。</p> <p>2 本件建物、諸設備及び工作物は、建築時期より相応の年数が経過しており、経年使用等により、目視できない部分にも毀損・損耗・劣化等が見込まれます。</p> <p>3 建物建築時の設計図面等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できますが、全ての図面が揃っているわけではありません。</p> <p>また、本件建物については、基礎杭の埋設を図面上確認しています。</p> <p>なお、図面は参考であり、現状が異なる場合は現状を優先します。</p> <p>(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6201-9181)</p> <p>4 建物、諸設備及び工作物を取壊し処分する際には、「廃棄物処理法」等の法令に基づき、基礎部分や埋設管等まで適切に処理してください。</p> <p>5 建物内に一部動産があります。現状有姿による売却ですので、これらについてもあるがままの引渡しとなります。</p> <p>6 本件建物の設計図面等には石綿（アスベスト）含有建材の使用が疑われる記載があります。</p> <p>建物の解体・改修・補修等を行う場合には、石綿含有建材について、予め十分調査をした上で工事を行って下さい。石綿含有建材の使用が認められる場合は、「大気汚染防止法」、「労働安全衛生法」に基づく「石綿障害予防規則」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等の規定に基づく所定の手続きを行った上で適切に処理してください。詳しくは12ページの「8 その他の注意事項 (9)」をご覧ください。</p> <p>7 建物は未登記ですので、ここに記載している床面積の数量は、不動産登記法その他、登記に必要なとなる諸規則の規定に基づき算定されたものではありません。建物登記が必要な場合は、落札者が契約締結後、自らの費用で行ってください。</p> <p>8 売買契約締結後、引渡し物件に隠れた瑕疵（かし）が発見されても、その担保責任は一切負いません。</p>					

物件番号

1

(1) 位置図

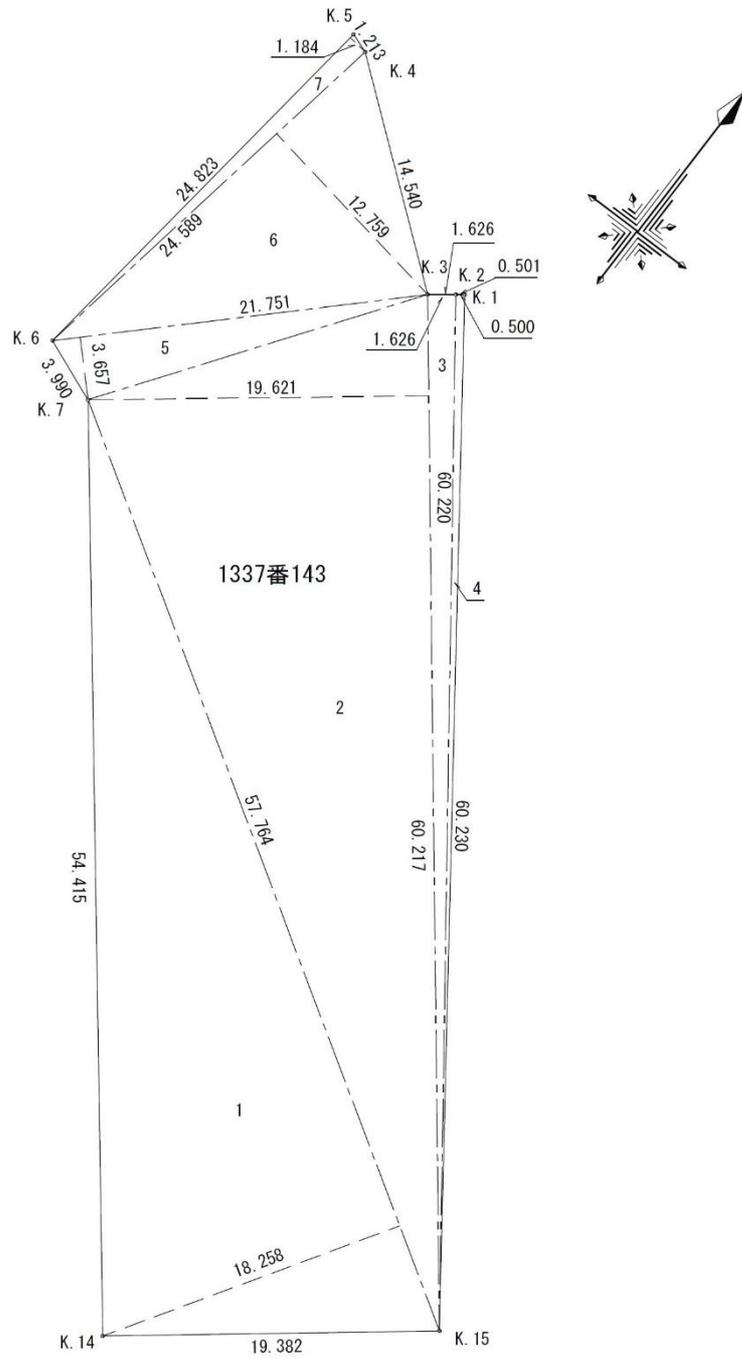
広域図



詳細図



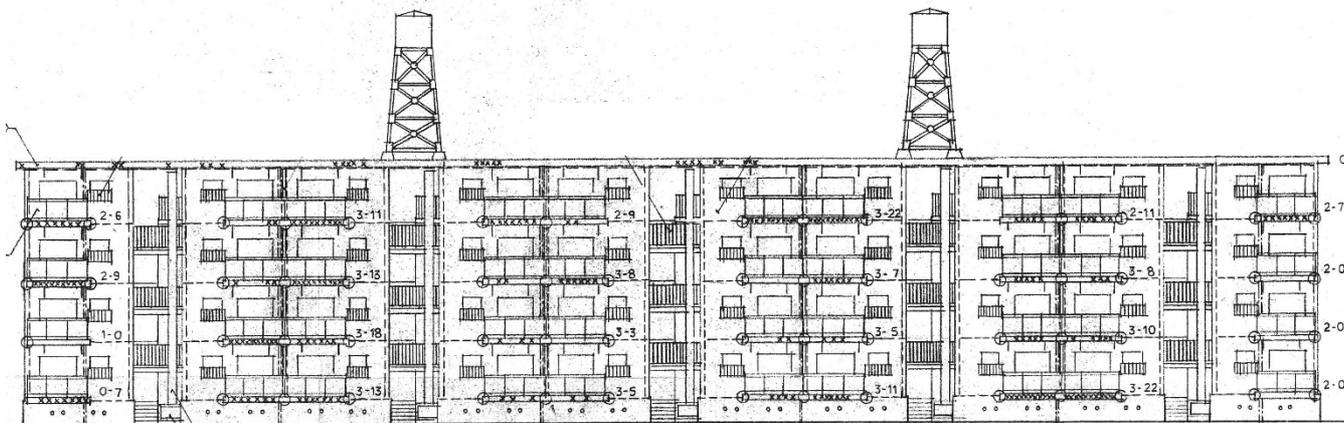
(3) 丈量図



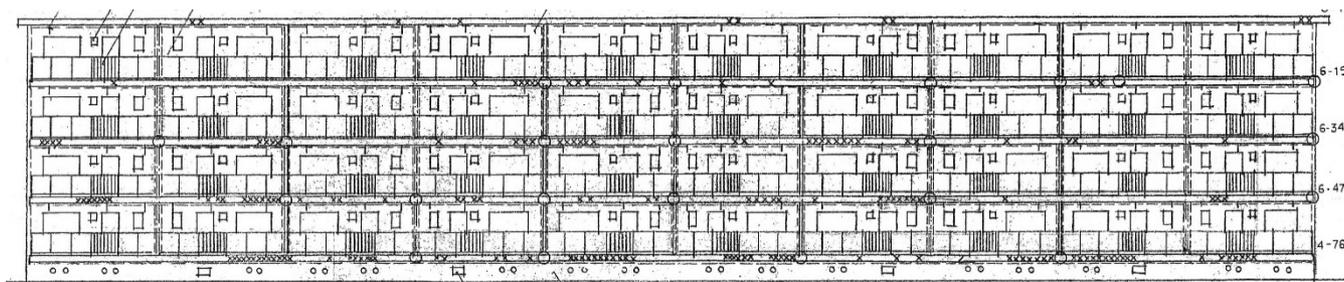
求積表

地番		1337番143		
符号	底辺	高さ	倍面積	
1	57.764	18.258	1054.655112	
2	60.217	19.621	1181.517757	
3	60.220	1.626	97.917720	
4	60.230	0.500	30.115000	
5	21.751	3.657	79.543407	
6	24.589	12.759	313.731051	
7	24.823	1.184	29.390432	
		合計	2786.870479	
		合計面積	1393.4352395	
		地積	1393.43 m ²	

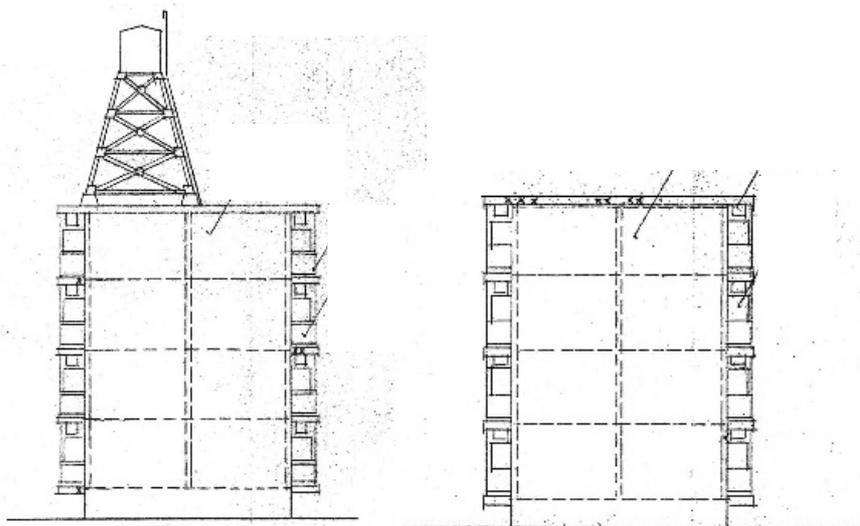
(4) 立面図



南側



北側



東側

西側

図面と現状が異なる場合は、
現状を優先します。

物件番号		2				物 件 明 細			
所在地 (住居表示)		①	吹田市寿町二丁目2853番1 (吹田市寿町二丁目19番街区)		②	吹田市寿町二丁目2855番11 (吹田市寿町二丁目19番街区)			
		③	吹田市寿町二丁目2979番11 (吹田市寿町二丁目19番街区)						
交通機関		阪急千里線 吹田駅 南 約800m 阪急千里線 下新庄駅 北 約800m J Rおおさか東線 南吹田駅 北東 約950m							
最低売却価格		179,900,000円							
面積		登記	① 1,143.12㎡ ② 0.02㎡ ③ 0.36㎡		合計	登記 1,143.50㎡ 実測 1,143.50㎡			
		実測	① 1,143.12㎡ ② 0.02㎡ ③ 0.36㎡						
登記地目		①②③ 宅地							
接面道路の状況		北西側：市道・幅員約5.5m・舗装有・高低差無・歩道無 南西側：市道・幅員約17.0m・舗装有・高低差無・歩道有 南 側：市道・幅員約3.5m～約4.3m・舗装有・高低差無・歩道無 南東側：市道・幅員約4.4m・舗装有・高低差無・歩道無							
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域							
		用途地域	第一種住居地域						
		地域地区	準防火地域、16m第四種高度地区						
		建ぺい率	60%	容積率	200%				
	その他の法令等	景観法（景観計画区域） 日影規制（4m/5-3時間） 航空法（大阪国際空港の制限表面区域（円錐表面））							
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無						
		負担の内容	—						
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況			照会先及び電話番号				
	公営水道	前面	有	吹田市 水道部 工務室 給水相談グループ 06-6384-1371					
	電気	前面	有	関西電力(株) 0800-777-8810 (コールセンター)					
	都市ガス	北西側、南西側	有	大阪ガス(株) マップメンテセンター 06-6202-2141					
公共下水道	前面	有	吹田市 下水道部 水循環室 管理担当 06-6384-2068						
工 作 物		ネットフェンス							
【特記事項】									
1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。									
2 本地は平成26年3月31日に閉鎖されるまで、吹田市勤労青少年ホームとして使用されていました。									

- 3 開発行為及び建築行為の際は、吹田市と協議してください。
 - ・「吹田市開発事業の手續等に関する条例」が定められていますので、必要な手続きを行ってください。
(お問い合わせ先：吹田市都市計画部開発審査室 電話 06-6384-1974)
- 4 本地は平成26年度に吹田市において建物解体撤去工事を行っておりますが、隣接家屋への影響を避けるため、本地東側において擁壁の基礎構造物が残地されています。これらを撤去する場合は、隣接土地所有者と協議してください。
- 5 本地北西側で雨水ますの一部が本地へ越境しています。この取扱いについては、落札者において吹田市と協議してください。
(お問い合わせ先：吹田市下水道部水循環室（管理担当） 電話 06-6384-2068)
- 6 本地北西側で電柱構造物の一部が本地へ越境しています。この取扱いについては、落札者において関西電力㈱と協議してください。
(お問い合わせ先：関西電力㈱大阪北電力本部北摂配電営業所（設備形成） 電話 0800-777-3081)
- 7 本地東側で隣接する家屋の軒の一部が本地へ越境しています。この取扱いについては、落札者において隣接土地所有者と協議してください。
- 8 土地境界確定協議書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧することができます。
なお、平成29年に一画地であった市有地を、令和元年に一画地であった民有地をそれぞれ分筆登記しています。そのため、一部で本地と隣接地との境界確定協議書等がありません。境界協議等が必要となる場合は落札者において協議して下さい。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)
- 9 供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。
- 10 売買契約後、引渡し物件に隠れた瑕疵（かし）が発見されても、その担保責任は一切負いません。

(1) 位置図

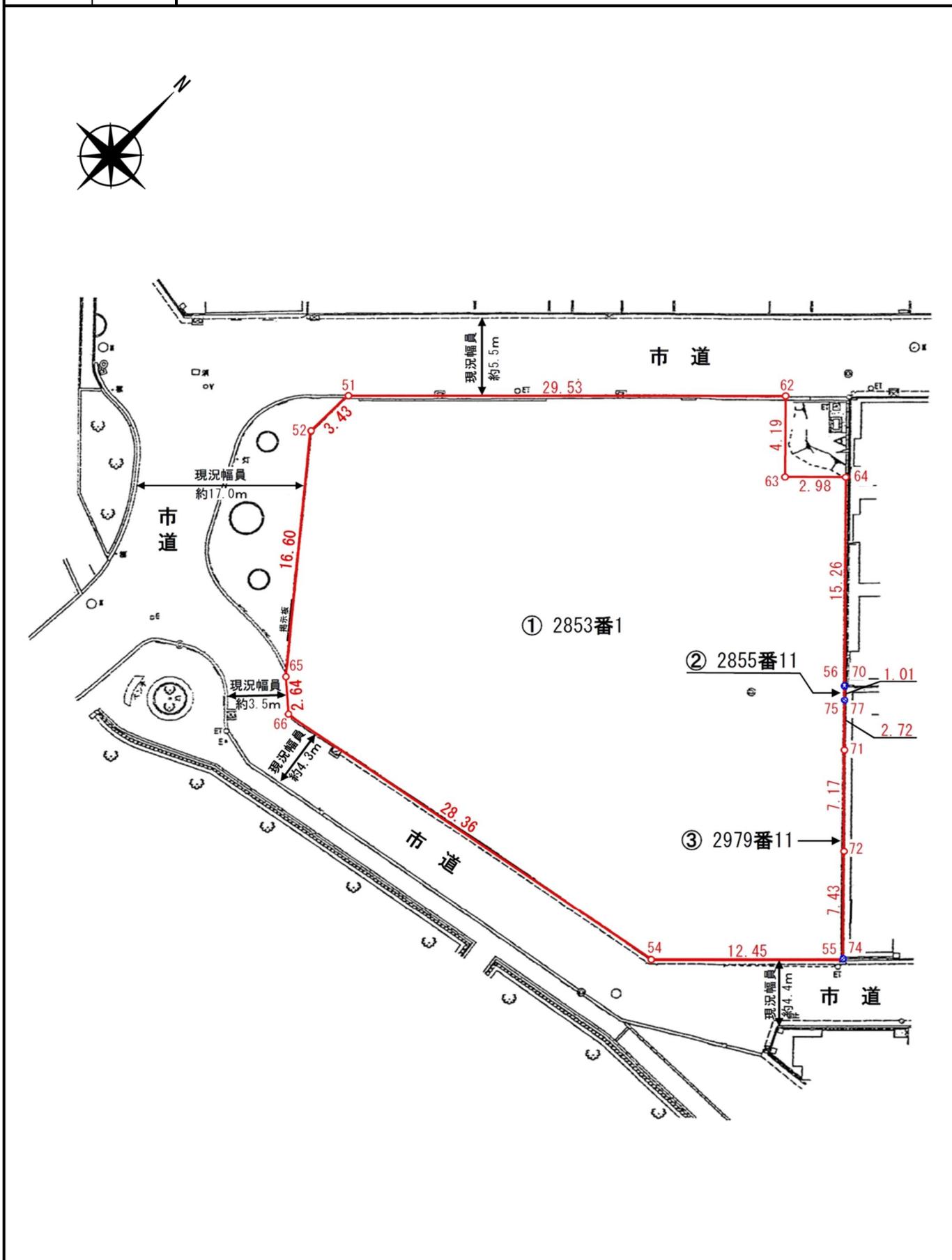
広域図



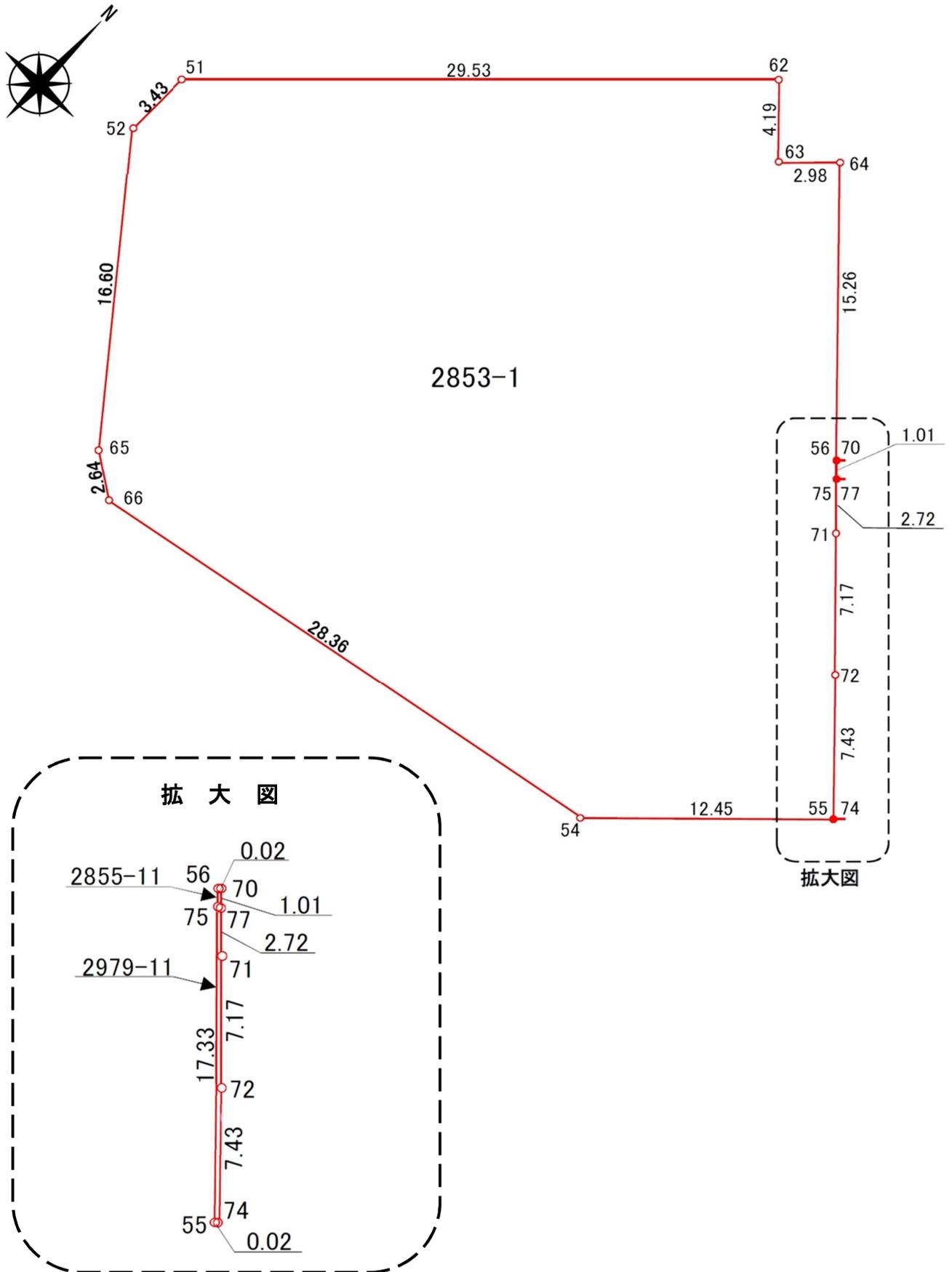
詳細図



(2) 平面図



(3) 丈量图



求積表

地番	2853番1				
測点	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)	距離
51	-138203.483	-43966.940	-24.39	3371335.764302	29.53
52	-138206.884	-43967.426	8.06	-1113809.278156	3.43
65	-138221.125	-43958.881	10.50	-1452012.918125	16.60
66	-138222.900	-43956.921	30.32	-4190641.882200	2.64
54	-138222.264	-43928.563	38.47	-5317548.718345	28.38
55	-138214.996	-43918.450	-0.65	89425.102412	12.45
56	-138200.148	-43929.210	-19.70	2722404.715452	18.33
64	-138187.770	-43938.149	-11.35	1568845.752810	15.26
63	-138189.530	-43940.563	-4.88	674779.474990	2.98
62	-138186.137	-43943.032	-26.38	3644935.735649	4.19
			倍面積	-2286.251210	
			面積	1143.125605	
			地積	1143.12 m ²	

地番	2855番11				
測点	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)	距離
56	-138200.148	-43929.210	0.57	-79188.684805	1.00
75	-138200.960	-43928.621	0.61	-84440.786560	0.02
77	-138200.954	-43928.599	-0.57	79189.146643	1.01
70	-138200.136	-43929.194	-0.61	84440.283096	0.02
			倍面積	-0.041626	
			面積	0.020813	
			地積	0.02 m ²	

地番	2979番11				
測点	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)	距離
75	-138200.960	-43928.621	10.15	-1402601.543041	17.33
55	-138214.996	-43918.450	10.19	-1408272.594244	0.02
74	-138214.983	-43918.432	-4.35	601096.961067	7.43
72	-138208.967	-43922.799	-8.57	1183898.011322	7.17
71	-138203.154	-43926.998	-5.80	801578.293200	2.72
77	-138200.954	-43928.599	-1.62	224300.148342	0.02
			倍面積	-0.723353	
			面積	0.361676	
			地積	0.36 m ²	

物件番号	3				物 件 明 細 (建物付)			
所在地 (住居表示)	阪南市黒田568番3							
交通機関	南海本線 尾崎駅 南約430m							
最低売却価格	22,104,000円							
売買代金	<p>売買代金は、落札額と消費税及び地方消費税の合計額とします。 なお、本物件については消費税等の課税対象である建物の価格が0円のため、消費税及び地方消費税の金額は0円とします。</p>							
1. 土地の概要								
面 積	登記	724.58㎡			登記地目	宅地		
	実測	724.58㎡						
接面道路の 状 況	西側：市道・幅員約4.4～5.0m・舗装有・高低差無・歩道無 北側：市道・幅員約6.0～6.4m・舗装有・高低差無・歩道無							
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域						
		用途地域	第1種住居地域					
		地域地区	第三種高度地区					
		建ぺい率	60%		容積率	200%		
	その他の法令等	建築基準法（22条防火区域） 日影規制（4m/5-3時間）						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無						
	負担の内容	—						
供給処理施設の状況	区 分	配管等の状況			照会先及び電話番号			
	公営水道	北側 有			大阪広域水道企業団 阪南水道センター 072-470-2155			
	電 気	北側 有			関西電力(株) 0800-777-8810 (コールセンター)			
	都市ガス	無			—			
	公共下水道	北側 有			阪南市 事業部 下水道課 072-470-2165			
【特記事項】 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。 2 本地は、平成31年3月31日に閉鎖されるまで、警察待機宿舎として使用されてきました。 3 本地上の建物については、物件引渡しの日から1年以内に落札者において解体撤去することを条件とします。落札者は解体撤去完了後、書面による報告を大阪府警察本部長あてに提出し、現地立会いの上、解体撤去の確認を受けてください。 なお、この義務に違反した時、大阪府は落札者から損害賠償金（5,578,000円）を徴収します。また、大阪府は、本地の買戻しをすることができるものとします。								

- 4 解体工事の際は、大阪府及び阪南市と協議してください。
(お問い合わせ先：大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課
調整グループ 電話 06-6210-9735
阪南市市民部生活環境課 電話 072-471-5678 (代表))
- 5 開発行為及び建築行為の際は、大阪府及び阪南市と協議してください。
(お問い合わせ先：【開発行為】阪南市事業部広域まちづくり課 (泉南市役所内) 電話 072-447-9016
【建築行為】大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課
確認・検査グループ 電話 06-6210-9720
阪南市事業部都市整備課 電話 072-471-5678 (代表))
- 6 西側及び北側接面道路の幅員が一定でないことを道路台帳で確認しています。詳細については、道路管理者である阪南市にお問い合わせください。
(お問い合わせ先：阪南市事業部土木管理室 電話 072-471-5678 (代表))
- 7 本地内に、関西電力(株)の電柱1本、支柱1本、架空線3条が設置されています。(大阪府は関西電力(株)とこれらに関し、「府有財産土地賃貸借契約」を締結しています。) 取扱いについては関西電力(株)と協議して下さい。
(お問い合わせ先：関西電力(株)大阪南電力本部配電用地グループ (南大阪) 電話 06-7506-9801)
- 8 上記7の関電柱に、西日本電信電話(株)の電話線が共架しています。(大阪府は西日本電信電話(株)とこれに関し、「府有財産土地賃貸借契約」を締結しています。) 取扱いについては、西日本電信電話(株)と協議してください。
(お問い合わせ先：(株)NTTフィールドテクノ 電話 0120-129-403)
- 9 上記7の関電柱に、(株)オプテージが通信ケーブルを共架しています。(大阪府は(株)オプテージとこれらに関し、「府有財産土地賃貸借契約」を締結しています。) これらの取扱いについては(株)オプテージと協議してください。
(お問い合わせ先：(株)オプテージ設備管理チーム 電話 06-7501-8671)
- 10 本地西側の市道上に設置された水路のための工作物の一部が、本地外構の一部と一体となっています。取扱いについては、阪南市と協議してください。
(お問い合わせ先：阪南市事業部土木管理室 電話 072-471-5678 (代表))
- 11 本地東側のネットフェンスが隣接する水路敷へ越境しています。
- 12 土地境界確定協議書(筆界確認書)等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)
- 13 供給処理施設(公営水道・電気・公共下水道)については、各事業者にお問い合わせください。
- 14 売買契約締結後、引渡し物件に隠れた瑕疵(かし)が発見されても、その担保責任は一切負いません。

2. 建物の概要						
建物の内容・ 本件は未登記物件です	所 在	阪南市黒田568番3		所 有 者	大阪府	
	家屋番号	(未登記物件につき無)		合 計 延床面積	692.03㎡ (注意:ここに記載の床面積は大阪府 公有財産台帳に記載されているもの であり、不動産登記法その他登記に必 要となる諸規則等の規定に基づく算 定ではありません。)	
	種 類	(未登記物件につき無)				
	構造等・ 建築時期	別記建物一覧のとおり				
	棟 数 等	宿舎1棟(合計12戸)、その他2棟	駐 車 場	無		
	工 作 物	屋外灯設備、遊具、ネットフェンス等		閉鎖時期	平成31年3月31日	
	(別記) 建物一覧					
	名 称		構 造 等	延床面積 (㎡)	建 築 時 期	
	宿舎		鉄筋コンクリート造4階建	668.27㎡	昭和51年3月31日	
	ポンプ室		鉄筋コンクリート造平屋建	18.00㎡	昭和51年3月31日	
プロパンガス置場		コンクリートブロック造平屋建	5.76㎡	昭和51年3月31日		
【特記事項】						
1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。						
2 本地上の建物については、物件引渡しの日から1年以内に落札者において解体撤去することを条件とします。落札者は解体撤去完了後、書面による報告を大阪府警察本部長あてに提出し、現地立会いの上、解体撤去の確認を受けてください。 なお、この義務に違反した時、大阪府は落札者から損害賠償金(5,578,000円)を徴収します。また、大阪府は、本地の買戻しをすることができるものとします。						
3 本件建物、諸設備及び工作物は、建築時期より相応の年数が経過しており、経年使用等により、目視できない部分にも毀損・損耗・劣化等が見込まれます。						
4 建物建築時の設計図面等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できますが、全ての図面が揃っているわけではありません。また、本地建物については、基礎杭の埋設を図面上確認しています。 なお、図面は参考であり、現状が異なる場合は現状を優先します。 (お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)						
5 本地建物で使用していた下水処理施設のための埋設管が、本地及び接面道路の地中に存置されていることを図面上確認しています。道路内の埋設管については、上記2における建物撤去を行う際に阪南市と協議の上、併せて撤去してください。 図面については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。 (お問い合わせ先(図面等)：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181 (撤去工事等)：阪南市事業部土木管理室 電話 072-471-5678(代表))						
6 建物、諸設備及び工作物を取壊し処分する際には、「廃棄物処理法」等の法令に基づき、基礎部分や埋設管等まで適切に処理してください。						
7 建物内に一部動産があります。現状有姿による売却ですので、これらについてもあるがままの引渡しとなります。						
8 本地建物の設計図面等には石綿(アスベスト)含有建材の記載があります。 建物の解体・改修・補修等を行う場合には、石綿含有建材について、予め十分調査をした上で工事を行って下さい。石綿含有建材の使用が認められる場合は、「大気汚染防止法」、「労働安全衛生法」に基づく「石綿障害予防規則」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等の規定に基づく所定の手続きを行った上で適切に処理してください。詳しくは12ページの「8その他の注意事項(9)」をご覧ください。						

なお、外壁塗装については、アスベスト含有分析調査を行いました。この調査結果は、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)

- 9 建物は未登記ですので、ここに記載している床面積の数量は、不動産登記法その他、登記に必要なとなる諸規則の規定に基づき算定されたものではありません。建物登記が必要な場合は、落札者が契約締結後、自らの費用で行って下さい。
- 10 売買契約締結後、引渡し物件に隠れた瑕疵(かし)が発見されても、その担保責任は一切負いません。

物件番号

3

(1) 位置図

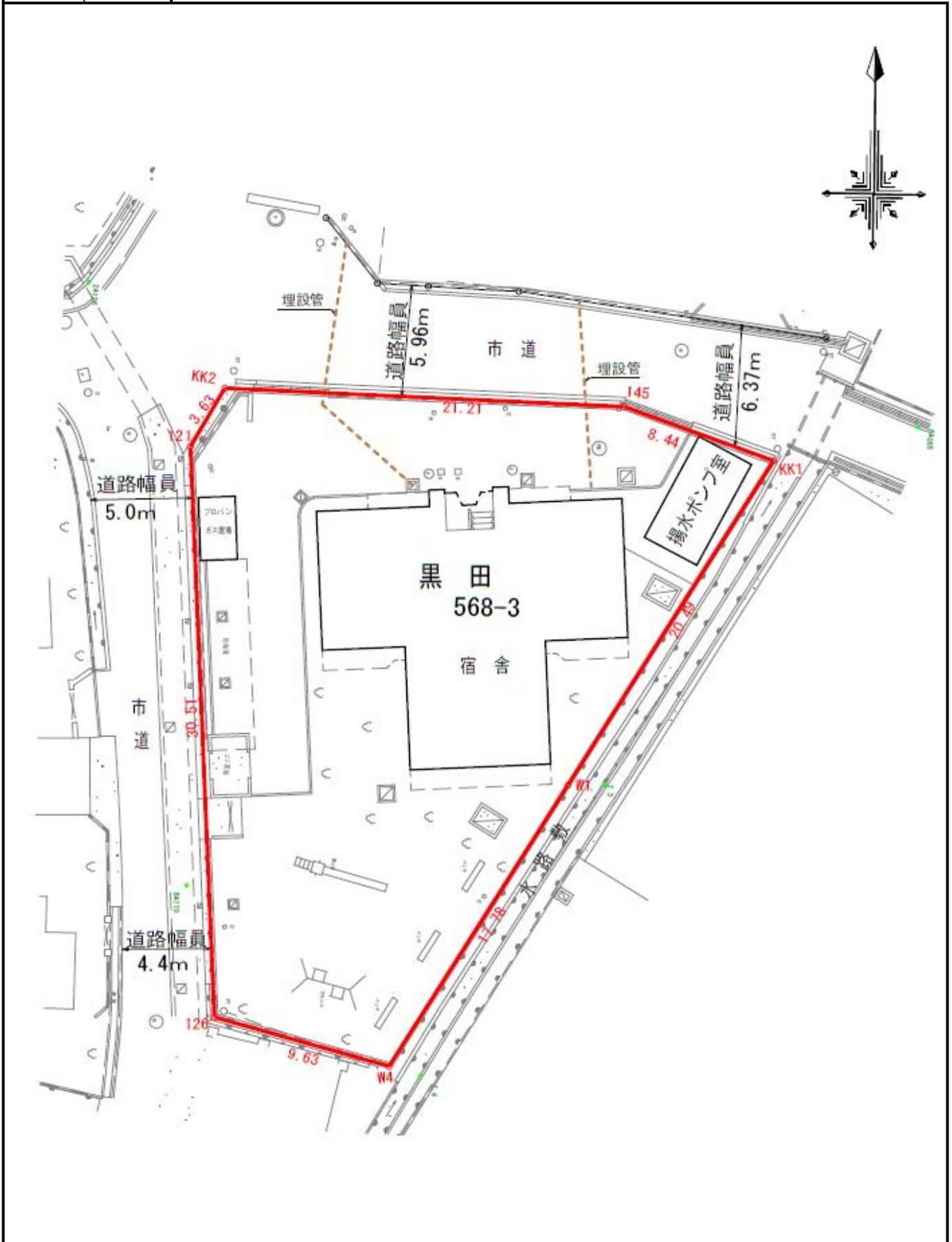
広域図



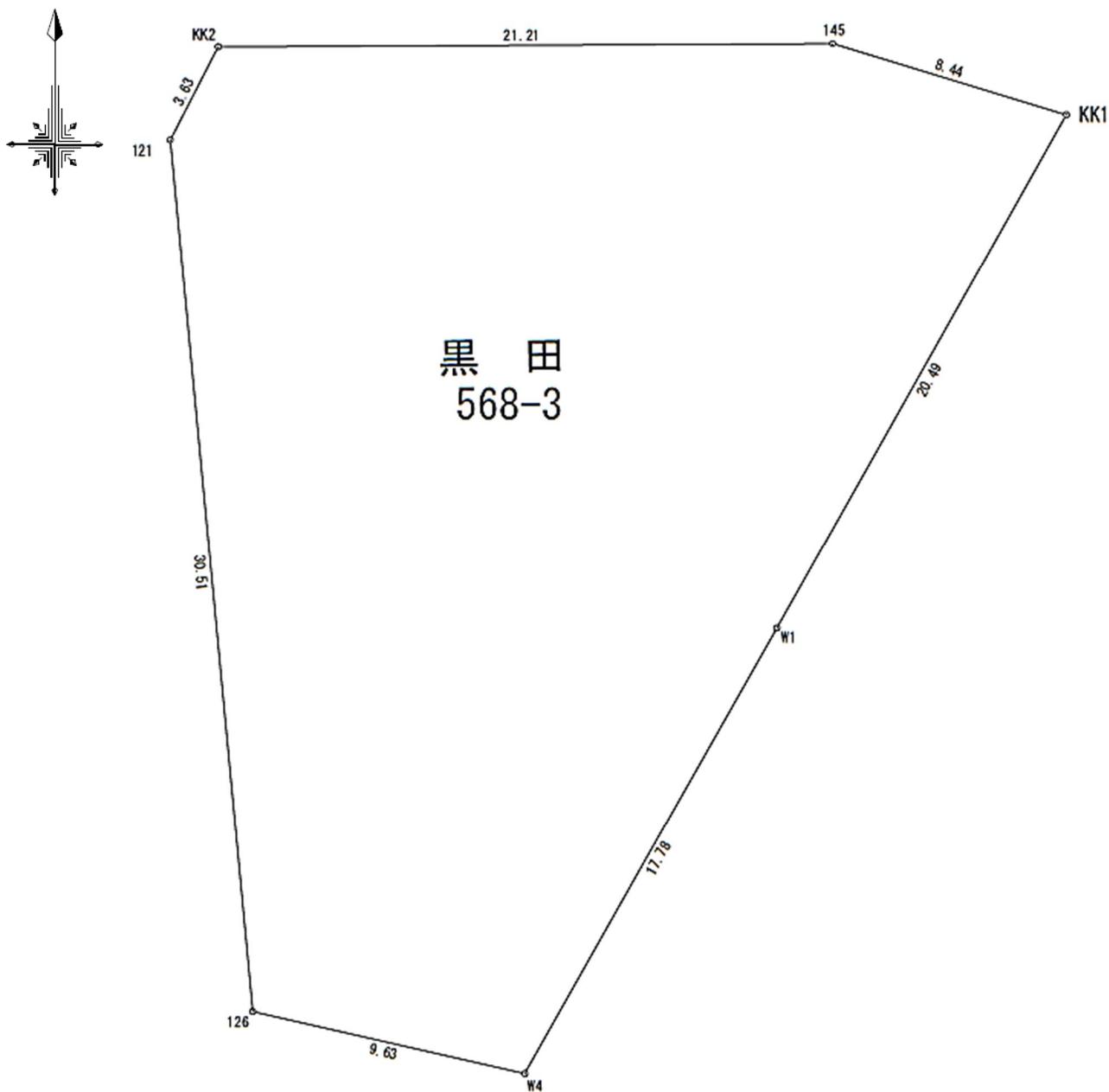
詳細図



(2) 平面図



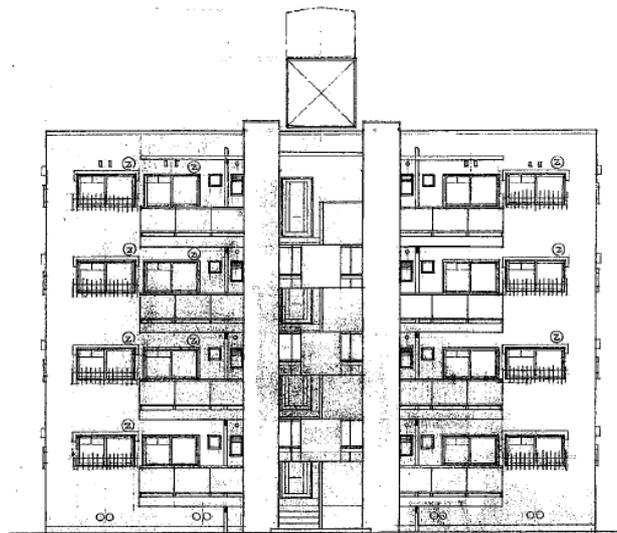
(3) 丈量図



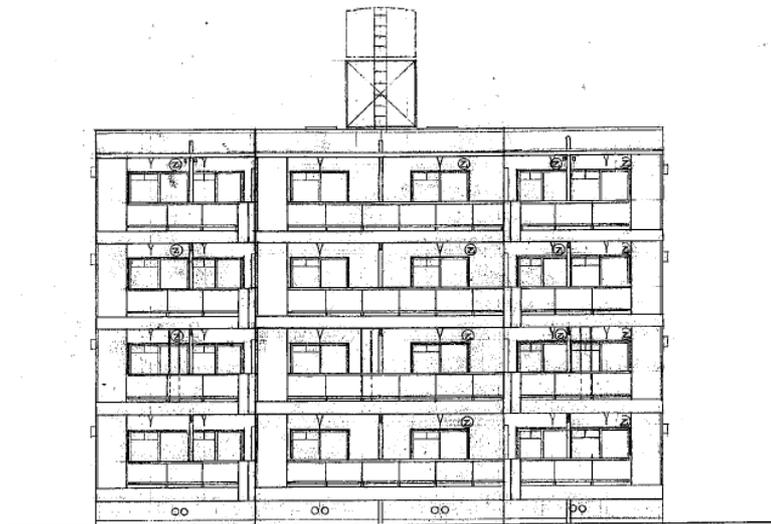
求積表

地番	黒田 568-3			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
KK2	-181795.681	-69880.401	-22.872	4158030.815832
121	-181798.914	-69882.061	1.192	-216704.305488
126	-181829.296	-69879.209	12.245	-2226499.729520
W4	-181831.446	-69869.816	18.097	-3290603.678262
W1	-181815.940	-69861.112	18.700	-3399958.078000
KK1	-181798.044	-69851.116	1.923	-349597.638612
145	-181795.576	-69859.189	-29.285	5323883.443160
合計				-1449.170890
合計面積				724.5854450
地積				724.58 m ²

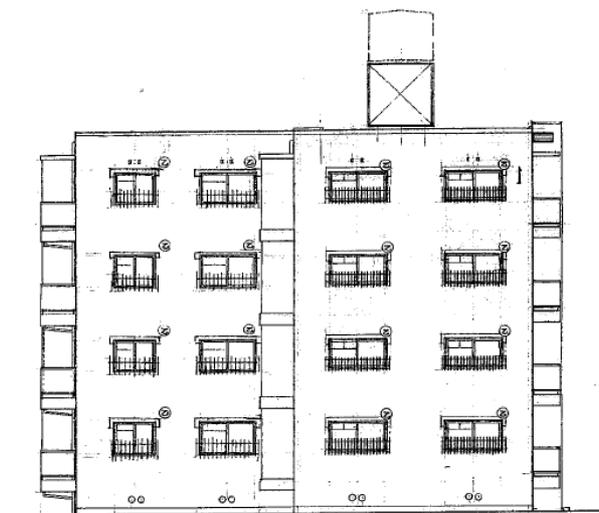
(4) 立面図



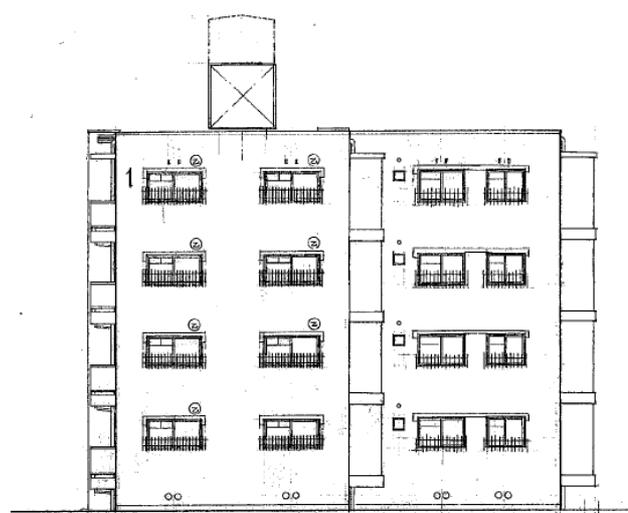
北側



南側



東側



西側

図面と現状が異なる場合は、
現状を優先します。

物件番号		物件明細(建物付)					
所在地 (住居表示)		①阪南市下出46番7、②阪南市尾崎町35番5					
交通機関		南海本線 尾崎駅 南約400m					
最低売却価格		13,102,000円					
売買代金		売買代金は、落札額と消費税及び地方消費税の合計額とします。 なお、本物件については消費税等の課税対象である建物の価格が0円のため、消費税及び地方消費税の金額は0円とします。					
1. 土地の概要							
面積	登記	① 355.41 m ² ② 273.50 m ²	合計	登記 628.91 m ² 実測 628.91 m ²	登記地目	①②宅地	
	実測	① 355.41 m ² ② 273.50 m ²					
接面道路の状況		西側：市道・幅員約6.5～9.0m・舗装有・高低差無・歩道無 南側：市道・幅員約6.0～6.4m・舗装有・高低差無・歩道無					
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域					
		用途地域	近隣商業地域				
		地域地区	—				
		建ぺい率	80%	容積率	200%		
	その他の法令等	建築基準法(22条防火区域) 文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地)					
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無					
	負担の内容	—					
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号			
	公営水道	南側	有	大阪広域水道企業団 阪南水道センター 072-470-2155			
	電気	南側	有	関西電力(株) 0800-777-8810 (コールセンター)			
	都市ガス	無		—			
	公共下水道	南側	有	阪南市 事業部 下水道課 072-470-2165			
【特記事項】							
1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。							
2 本地は、平成31年3月31日に閉鎖されるまで、警察待機宿舎として使用されてきました。							
3 本地上の建物については、物件引渡しの日から1年以内に落札者において解体撤去することを条件とします。落札者は解体撤去完了後、書面による報告を大阪府警察本部長あてに提出し、現地立会いの上、解体撤去の確認を受けてください。							

なお、この義務に違反した時、大阪府は落札者から損害賠償金（5,578,000円）を徴収します。また、大阪府は、本地の買戻しをすることができるものとします。

4 解体工事の際は、大阪府及び阪南市と協議してください。

（お問い合わせ先：大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課

調整グループ 電話 06-6210-9735

阪南市市民部生活環境課 電話 072-471-5678（代表）

5 開発行為及び建築行為の際は、大阪府及び阪南市と協議してください。

（お問い合わせ先：【開発行為】阪南市事業部広域まちづくり課（泉南市役所内） 電話 072-447-9016

【建築行為】大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課

確認・検査グループ 電話 06-6210-9720

阪南市事業部都市整備課 電話 072-471-5678（代表）

6 本地は文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「皿田池古墳」に指定されており、土木工事等の際は同法に基づく届出が必要です。

（お問い合わせ先：阪南市生涯学習部生涯学習推進室 電話 072-471-5678（代表）

7 西側及び南側接面道路の幅員が一定でないことを道路台帳で確認しています。詳細については道路管理者である阪南市にお問い合わせください。

（お問い合わせ先：阪南市事業部土木管理室 電話 072-471-5678（代表）

8 本地東側において、所有者不明の木製電柱のアームが本地上空に越境しています。

9 本地北側で植栽の一部が隣接地へ越境しています。

10 土地境界確定協議書（筆界確認書）等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181）

11 供給処理施設（公営水道・電気・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。

12 売買契約締結後、引渡し物件に隠れた瑕疵（かし）が発見されても、その担保責任は一切負いません。

2. 建物の概要					
建物の内容・本件は未登記物件です	所在	阪南市下出46番7、阪南市尾崎町35番5		所有者	大阪府
	家屋番号	(未登記物件につき無)		合計 延床面積	884.84㎡ (注意:ここに記載の床面積は大阪府公有財産台帳に記載されているものであり、不動産登記法その他登記に必要となる諸規則等の規定に基づく算定ではありません。)
	種類	(未登記物件につき無)			
	構造等・建築時期	別記建物一覧のとおり			
	棟数等	宿舎1棟(合計16戸)、その他1棟	駐車場	無	
	工作物	屋外灯設備、ネットフェンス等		閉鎖時期	平成31年3月31日
	(別記)建物一覧				
	名称		構造等	延床面積(㎡)	建築時期
	宿舎		鉄筋コンクリート造4階建	879.08㎡	昭和51年3月31日
	プロパンガス置場		コンクリートブロック造平屋建	5.76㎡	昭和51年3月31日
<p>【特記事項】</p> <p>1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。</p> <p>2 本地上の建物については、物件引渡しの日から1年以内に落札者において解体撤去することを条件とします。落札者は解体撤去完了後、書面による報告を大阪府警察本部長あてに提出し、現地立会いの上、解体撤去の確認を受けてください。 なお、この義務に違反した時、大阪府は落札者から損害賠償金(5,578,000円)を徴収します。また、大阪府は、本地の買戻しをすることができるものとします。</p> <p>3 本件建物、諸設備及び工作物は、建築時期より相応の年数が経過しており、経年使用等により、目視できない部分にも毀損・損耗・劣化等が見込まれます。</p> <p>4 建物建築時の設計図面等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できますが、全ての図面が揃っているわけではありません。また、本地建物については、基礎杭の埋設を図面上確認しています。 なお、図面は参考であり、現状が異なる場合は現状を優先します。 (お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)</p> <p>5 本地建物で使用していた上水道施設のための埋設管が、本地及び接面道路の地中に存置されていることを図面上確認しています。道路内の埋設管については、上記2における建物撤去を行う際に阪南市と協議の上、併せて撤去してください。 図面については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。 (お問い合わせ先(図面等)：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181 (撤去工事等)：阪南市事業部土木管理室 電話 072-471-5678(代表))</p> <p>6 建物、諸設備及び工作物を取壊し処分する際には、「廃棄物処理法」等の法令に基づき、基礎部分や埋設管等まで適切に処理してください。</p> <p>7 建物内に一部動産があります。現状有姿による売却ですので、これらについてもあるがままの引渡しとなります。</p> <p>8 本地建物の設計図面等には石綿(アスベスト)含有建材の記載があります。 建物の解体・改修・補修等を行う場合には、石綿含有建材について、予め十分調査をした上で工事を行って下さい。石綿含有建材の使用が認められる場合は、「大気汚染防止法」、「労働安全衛生法」に基づく「石綿障害予防規則」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等の規定に基づく所定の手続きを行った上で適切に処理してください。詳しくは12ページの「8その他の注意事項(9)」をご覧ください。 なお、外壁塗装については、アスベスト含有分析調査を行いました。この調査結果は、大阪府財務部</p>					

財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)

- 9 建物は未登記ですので、ここに記載している床面積の数量は、不動産登記法その他、登記に必要なとなる諸規則の規定に基づき算定されたものではありません。建物登記が必要な場合は、落札者が契約締結後、自らの費用で行ってください。
- 10 売買契約締結後、引渡し物件に隠れた瑕疵（かし）が発見されても、その担保責任は一切負いません。

(1) 位置図

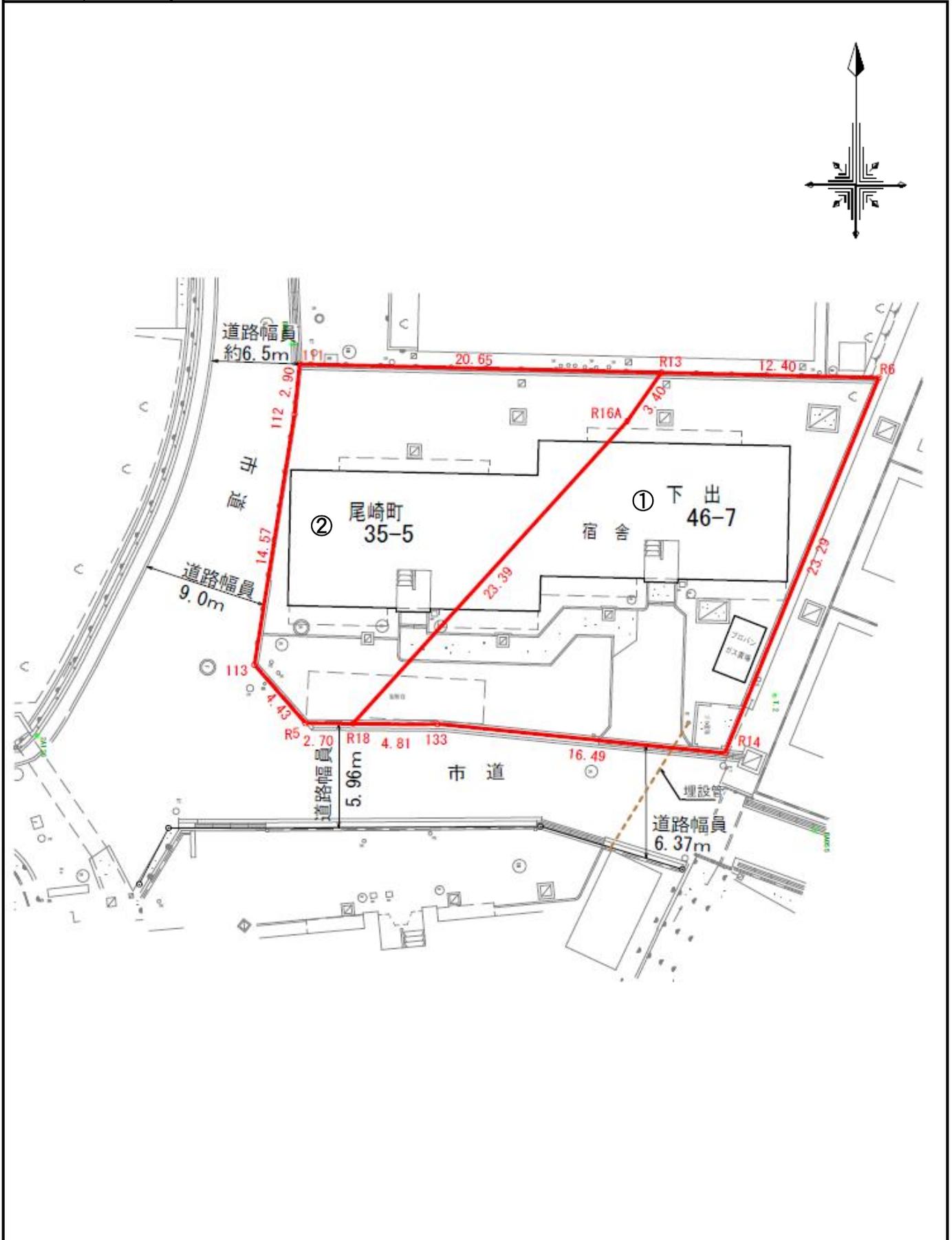
広域図



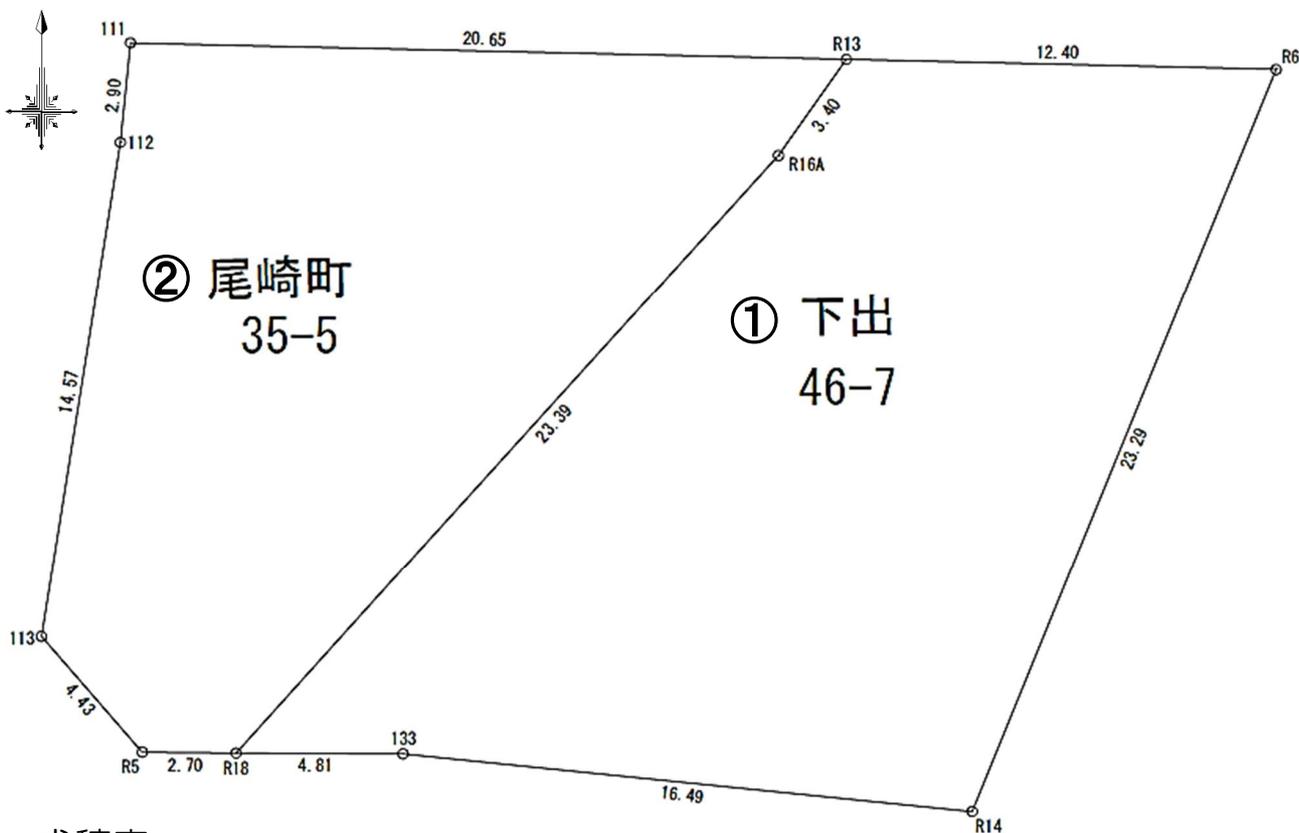
詳細図



(2) 平面図



(3) 丈量図

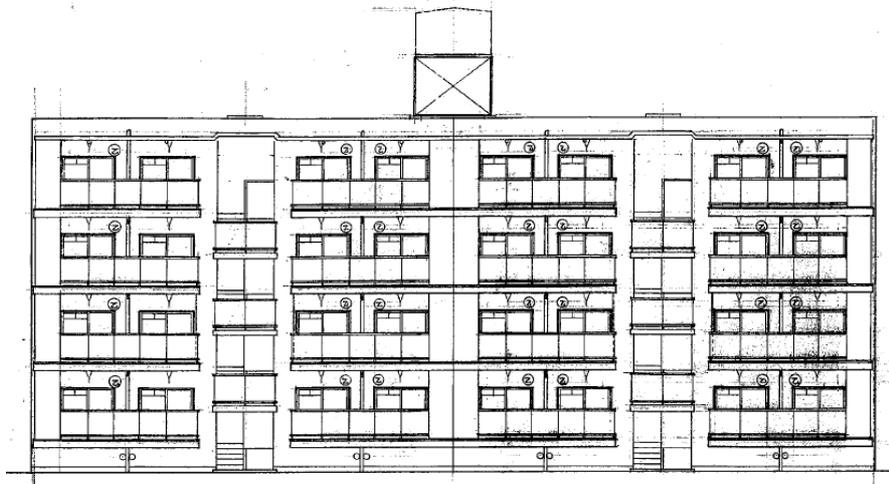


求積表

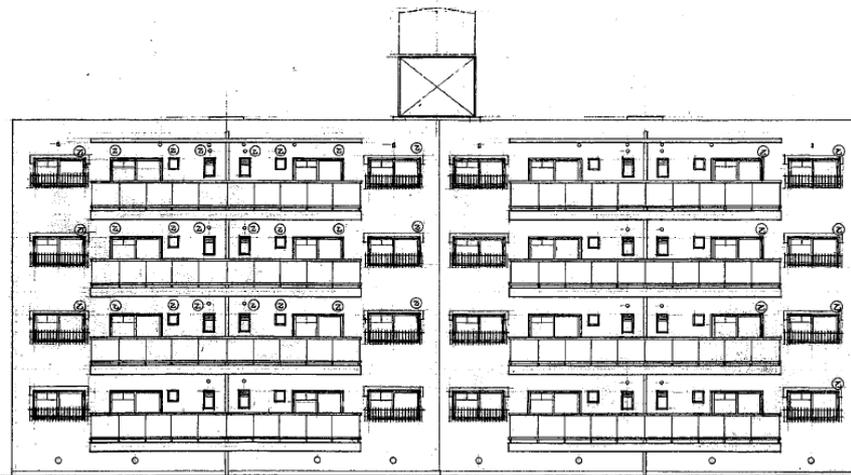
地番		下出46-7		
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
R13	-181769.503	-69852.295	-14.351	2608574.137553
R16A	-181772.290	-69854.248	-17.598	3198828.759420
R18	-181789.684	-69869.893	-10.830	1968782.277720
133	-181789.705	-69865.078	21.227	-3858850.068035
R14	-181791.371	-69848.666	25.181	-4577688.513151
R6	-181769.793	-69839.897	-3.629	659642.578797
合計				-710.827696
合計面積				355.4138480
地積				355.41 m ²

地番		尾崎町35-5		
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
111	-181769.021	-69872.940	-20.934	3805152.685614
112	-181771.913	-69873.229	-2.567	466608.500671
113	-181786.308	-69875.507	0.632	-114888.946656
R5	-181789.656	-69872.597	5.614	-1020567.128784
R18	-181789.684	-69869.893	18.349	-3335658.911716
R16A	-181772.290	-69854.248	17.598	-3198828.759420
R13	-181769.503	-69852.295	-18.692	3397635.550076
合計				-547.010215
合計面積				273.5051075
地積				273.50 m ²

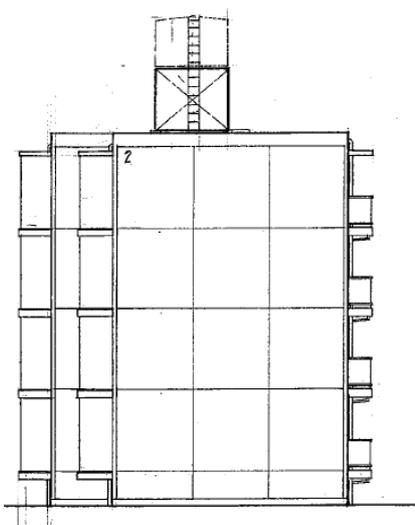
(4) 立面図



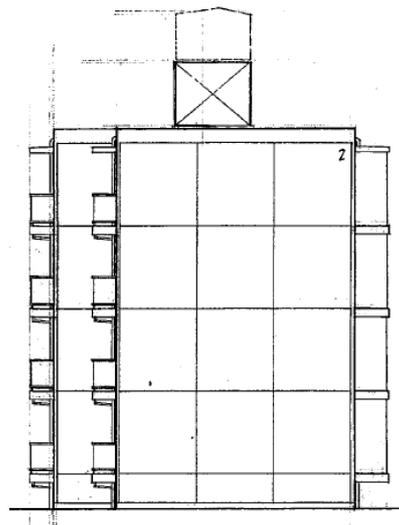
南側



北側



東側



西側

図面と現状が異なる場合は、
現状を優先します。

納付書・領収証書

区 分	3	6	年 度	4	5	納付書番号	45	53			
受 入	6	4	歳入歳出外現金	7	5	7	納入者区分	納入者の登録番号			
(款)	9	10	(項)	11	12	54	55	63			
(目)	13	14	(節)	15	16	納入者〒 住所〒 氏名					
金 額	20千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円					細 節	64	65	統 計 区 分	66	67
う ち 証券金額	73										
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）第 号物件の入札保証金として上記の金額を納付します。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div>											
取 扱 課 (所)						所 属 コー ド					
財務部 財産活用課						38	1	1	4	9	42

大 阪 府

上記の金額を
領収しました。

領収控（金融機関保存用）

区 分	3	6	年 度	4	5	納付書番号	45	53			
受 入	6	4	歳入歳出外現金	7	5	7	納入者区分	納入者の登録番号			
(款)	9	10	(項)	11	12	54	55	63			
(目)	13	14	(節)	15	16	納入者〒 住所〒 氏名					
金 額	20千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円					細 節	64	65	統 計 区 分	66	67
う ち 証券金額	73										
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）第 号物件の入札保証金として上記の金額を納付します。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div>											
取 扱 課 (所)						所 属 コー ド					
財務部 財産活用課						38	1	1	4	9	42

大 阪 府

上記の金額を
領収しました。

領収控（大阪府送付用）

区 分	3	6	年 度	4	5
受 入	6	4	歳入歳出外現金	7	8
(款)	9	10	(項)	11	12
(目)	13	14	(節)	15	16
金 額	20千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円				
うち 証券金額	73				84
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地 等売払）第 号物件の入札保証金として					
年 月 日					
取 扱 課 (所)			所属コード		
財務部 財産活用課			38	42	
			1	1	4 9 0

納付書番号	45	53
納入者区分	納入者の登録番号	
54	55	63
納入者 住所 氏名		
細 節	64	65
統計区分	66	67

上記の金額を
領収しました。

大 阪 府

入札書提出用封筒（横9cm×縦22.5cm）

入札書提出用

入札書在中

大阪府財務部財産活用課

物件番号	号
------	---

〈注 意〉

1. この封筒には入札書のみを入れて、必ず封をし、とじしろに押印すること
2. 入札書以外の添付書類は、この封筒と共に外封筒に入れて同封すること
3. 一物件につき、本封筒1枚を用いること
4. 一度開封した封筒は使用できないので、新たな封筒に入れ直すこと

郵送用茶封筒（横11.9cm×縦23.5cm）

5
5
9
8
5
5
5

大阪府財務部財産活用課

財産処理グループ

行

簡易書留

入札関係書類在中

郵送する前に、もう一度
提出書類をチェックして下さい。

チェック欄	提出書類
	入札書 (封筒に入れ、とじしろに押印)
	入札保証金届出書 (裏面に、納付書・領収書のコピーを貼付して下さい)
	誓約書 (入札者及び共有者のフリガナ、生年月日必須)

住所	(〒 -)
氏名 (法人名)	

入札書

大阪府知事様

入札者

住所
(所在地)

氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕

印

共有者

住所
(所在地)

氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕

共有者

住所
(所在地)

印
氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕

印

物件番号	物件所在地 (住居表示は記入不要)

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

一般競争入札（府有地等売払）実施要綱及びその他入札案内に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 3 物件番号欄には入札物件一覧に記載されている番号を記入し、物件番号に対応する物件所在地を物件所在地欄に記入してください。
- 4 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 5 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 6 一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。

(様式第2号)

入札保証金届出書

令和 年 月 日

大阪府知事 へ

入札者

〒
住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電 話

印

共有者

〒
住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電 話

共有者

〒
住 所
(所在地)

印

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電 話

印

下記の金額を一般競争入札（府有地等売払）の入札保証金として納付しました。

物件 番号		入札保証金	¥
----------	--	-------	---

(納付した入札保証金の金額を記入してください)

上記物件を落札した場合は入札保証金を入札者の売買代金に充当してください。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	銀行（金庫）	支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）	
口座番号		
口座名義人 氏 名	(フリガナ) ----- 	

「納付書・領収証書」のコピーを裏面に貼付してください。

誓 約 書

私は、大阪府が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、一般競争入札（府有地等売払）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府が実施する令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）に参加するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号及び第 4 号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、この契約締結の日から 5 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

入札者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法 人 名〕
〔代表者名〕

印

生年月日
性 別

共有者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法 人 名〕
〔代表者名〕

印

生年月日
性 別

共有者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法 人 名〕
〔代表者名〕

印

生年月日
性 別

委 任 状

私は、大阪府が実施する令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）の開札において
下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

第____号物件の一般競争入札開札において、地方自治法施行令第167条の9に基づき、
くじを引く権限

2 代理人

住 所

氏 名

令和 年 月 日

委 任 者 (入 札 者)

住 所

氏 名

印

(印鑑登録印)

**(注) 委任者の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内のもの）を添付してください。
代理人は本人を確認できる書類を持参してください。**

(様式第6号)

令和 年 月 日

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

印

私は、大阪府が行う令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）物件番号 に参加するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、上記入札保証金の還付を依頼します。なお、入札書は提出していません。

上記入札保証金の入金を確認後、別添入札保証金届出書記載の預金口座に返金をお願いいたします。

以上

府有財産売買契約書 (案)

売払人大阪府 (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。)
は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、末尾及び入札実施時に提示した別紙「物件明細」に記載のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円 (うち、土地価格 円、建物価格0円、消費税及び地方消費税相当額金0円) とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(支払方法)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとす。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、当該物件が経年使用等により毀損、損耗、劣化等が生じているおそれがあることを承知の上、引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

(危険負担)

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない事由により、当該物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、

その損害は、乙が負担するものとする。

(担保責任)

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他かくれた^{かし}瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとし、甲はその^{かし}瑕疵について、一切責任を負わないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円
- (2) 第10条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (3) 第13条第2号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第15条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲が解除権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支

出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第15条 乙は、甲が第13条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。

3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当損害金)

第16条 乙は、甲が第13条に定める解除権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲が解除権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第12条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第14条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第12条に定める違約金
- (2) 第15条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第15条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第16条に定める使用料相当額
- (5) 第17条に定める損害賠償金

(費用の負担)

第19条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。

2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第20条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府
代表者

Ⓜ

乙 (住所)

(氏名)

Ⓜ

物 件 の 表 示

1 土 地

所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)	
			公簿面積	実測面積
計				

2 建 物

所 在		家屋番号	
種 類		構 造	
床面積			

3 工作物

所 在	
種 類	

(様式第5-1号) 土地 [建物無し] (物件番号 2)

府有財産売買契約書

売払人大阪府 (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。)
は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、末尾及び入札実施時に提示した別紙「物件明細」に記載のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(支払方法)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとする。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

(危険負担)

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない事由により、当該物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(担保責任)

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他かくれた^{かし}瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の1割)円
- (2) 第10条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円
- (3) 第13条第2号に該当することが判明したときは、金(売買代金の3割)円

2 前項の違約金は第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第15条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲が解除権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第15条 乙は、甲が第13条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。
- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被つても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当損害金)

第16条 乙は、甲が第13条に定める解除権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲が解除権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第12条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第14条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第12条に定める違約金
- (2) 第15条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第15条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第16条に定める使用料相当額
- (5) 第17条に定める損害賠償金

(費用の負担)

第19条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。

2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第20条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の

所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府
代表者

乙 (住所)
(氏名)

物 件 の 表 示

所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)	
			公 簿 面 積	実 測 面 積
計				

(様式第5-1号) 土地 [建物撤去条件付] (物件番号 3、4)

府有財産売買契約書 (案)

売払人大阪府 (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。)
は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、末尾及び入札実施時に提示した別紙「物件明細」に記載のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 , , 円(うち、土地価格 , , 円、建物価格0円、消費税及び地方消費税相当額金0円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(支払方法)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとす。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、当該物件が経年使用等により毀損、損耗、劣化等が生じているおそれがあることを承知の上、引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

(危険負担)

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない事由により、当該物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その

損害は、乙が負担するものとする。

(担保責任)

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他かくれた^{かし}瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとし、甲はその^{かし}瑕疵について、一切責任を負わないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(建物の解体及び撤去)

第10条 乙は、第7条に定める売買物件の引渡しの日から起算して、1年以内に売買物件の建物を解体及び撤去（以下「解体撤去」という。）するものとし、これに要する一切の費用は、乙の負担とする。

2 乙は、やむを得ない事由により、前項の期限の延長を必要とする場合には、事前に理由を付した書面をもって、甲の承認を得なければならない。

3 乙は、建物の解体撤去が完了した後、甲に解体撤去の完了を書面により報告することとし、甲及び乙は現地立会いの上、解体撤去を確認するものとする。

4 乙は、第1項の義務を第三者へ承継させることはできないものとし、売買物件を第三者に譲渡した場合であっても、乙は自己の責任において履行しなければならない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第11条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円

(2) 第11条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円

(3) 第14条第2号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

（買戻しの特約）

第15条 甲は、乙が第10条の定めに違反した場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

- 2 前項に基づき、甲が売買物件の買戻しをしたことにより、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

（買戻特約の登記）

第16条 甲及び乙は、この契約に基づく所有権移転登記と同時に、前条第1項に定める買戻特約の登記を行う。この場合において、乙は、当該登記に必要な承諾書を甲に提出しなければならない。

- 2 買戻しできる期間は、この契約締結の日から5年間とする。
- 3 甲は、買戻権を行使したときは、速やかに買戻しを原因とする所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合において、乙は、甲が当該登記に必要とする書類等を速やかに提出し、甲が作成した所有権移転登記承諾書及び登記原因証明情報に署名又は記名の上、押印しなければならない。
- 4 甲は、第10条に定める解体撤去が完了した場合は、乙からの申請により、第1項の登記を抹消するものとする。
- 5 買戻権の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点における本件土地の所有者の負担とする。

（返還金等）

第17条 甲は、第14条に定める解除権を行使したとき、又は第15条に定める買戻権を行使したときは、乙が第18条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲が解除権を行使したとき、又は買戻権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

（原状回復）

第18条 乙は、甲が第14条に定める解除権を行使したとき、又は第15条に定める買戻権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲

名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めるときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。
- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当損害金)

第19条 乙は、甲が第14条に定める解除権を行使したとき、又は第15条に定める買戻権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使、又は買戻権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲が解除権の行使、又は買戻権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第20条 この契約に定める義務のうち、第10条第1項に違反したときの損害賠償額は、金●●円とする。

- 2 乙は、前項に定めるもののほか、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第13条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第21条 甲は、第17条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第13条に定める違約金
- (2) 第18条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第18条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第19条に定める使用料相当額
- (5) 第20条に定める損害賠償金

(費用の負担)

第22条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。

2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第23条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第24条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府
代表者

Ⓜ

乙 (住所)
(氏名)

Ⓜ

物 件 の 表 示

1 土 地

所 在	地 番	地 目	面 積 (m ²)	
			公 簿 面 積	実 測 面 積
計				

2 建 物

所 在			家屋番号	
種 類		構 造		
床面積				

3 工 作 物

所 在	
種 類	